

# 令和5年第1回水戸市議会定例会議案

市議会議案第1号	町及び字の区域の変更について	1
〃	第2号 水戸市個人情報保護法施行条例	57
〃	第3号 水戸市動物愛護基金条例	61
〃	第4号 水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例	63
〃	第5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例	67
〃	第6号 水戸市市税条例及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例	69
〃	第7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例	71
〃	第8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例	79
〃	第9号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例	81
〃	第10号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例	83
〃	第11号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	85
〃	第12号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	87
〃	第13号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	89
〃	第14号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	91
〃	第15号 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	93
〃	第16号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例	95
〃	第17号 水戸市立博物館条例の一部を改正する条例	97
〃	第18号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例	99
〃	第19号 令和5年度水戸市一般会計予算	101
〃	第20号 令和5年度水戸市国民健康保険会計予算	109
〃	第21号 令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算	113
〃	第22号 令和5年度水戸市駐車場事業会計予算	117
〃	第23号 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算	121
〃	第24号 令和5年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算	123
〃	第25号 令和5年度水戸市介護保険会計予算	125
〃	第26号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計予算	129
〃	第27号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計予算	131
〃	第28号 令和5年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算	133

市議会議案第29号	令和5年度水戸市水道事業会計予算	135	
〃	第30号	令和5年度水戸市下水道事業会計予算	139

市議会議案第1号

## 町及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町及び字の区域の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

（参考）

地方自治法抜粋

第260条第1項 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

## 別紙

### 大串町字稲子田に変更する区域

塩崎町字芳向 3766の一部

大串町字番定免 4278

及び塩崎町字島前3350から3360までの地先の道路である市有地の一部

### 塩崎町字夕光田に変更する区域

塩崎町字寺前 1319の1の一部、1323の1の一部、1329の一部、1332の2の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部

塩崎町字島前1281の5に隣接する水路である市有地の全部

塩崎町字島前3379及び3380の地先の道路又は水路である市有地の一部

並びに塩崎町字樋下3415から3421までの地先の道路である市有地の一部

### 塩崎町字樋下に変更する区域

塩崎町字寺前 1331の一部、1332の2の一部

塩崎町字松下 1359の一部、1372の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部

### 塩崎町字寺前に変更する区域

塩崎町字松下 1359の一部、1360、1362の1の一部、1363の1の一部

塩崎町字樋下 3422の一部

及びこれらの区域に隣接する道路又は水路である市有地の一部

塩崎町字夕光田3395及び3396の地先の道路又は水路である市有地の一部

並びに塩崎町字樋下3421の地先の水路である市有地の一部

### 塩崎町字観音寺前に変更する区域

塩崎町字堀ノ内 1397の3の一部、1397の4の一部、1398の3の一部

及び塩崎町字朝日前3236の地先の道路である市有地の一部

### 塩崎町字朝日前に変更する区域

塩崎町字堀ノ内 1398の3の一部

塩崎町字観音寺前 1413の1の一部

塩崎町字沼田 3262から3265までの各一部

塩崎町字壺町田 3827の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の全部

塩崎町字沼田3256から3258まで、3259の1、3259の2、3260及び3261の地先の道路又は水路である市有地の一部

並びに塩崎町字樋下3452及び3453の地先の水路である市有地の一部

### 塩崎町字鷺田に変更する区域

塩崎町字夕光田 3381の一部、3393の一部、3394の一部、3401の一部、3402の一部、3414の一部

塩崎町字芳向 3766の一部、3794

塩崎町字壺町田 3808の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の全部

並びに塩崎町字沼田3279から3286までの地先の道路である市有地の一部

### 塩崎町字松下に変更する区域

塩崎町字樋下 3435の一部

及びこの区域に隣接する道路又は水路である市有地の一部

### 塩崎町字堀ノ内に変更する区域

塩崎町字樋下 3452から3458まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の一部

### 塩崎町字島前に変更する区域

塩崎町字芳向 3766の一部

大串町字稲子田 4016の一部、4017の1の一部、4017の2の一部

及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部

塩崎町字鷺田3318から3326までの地先の道路である市有地の一部

並びに大串町字稲子田4012から4015までの地先の道路又は水路である市有地の一部

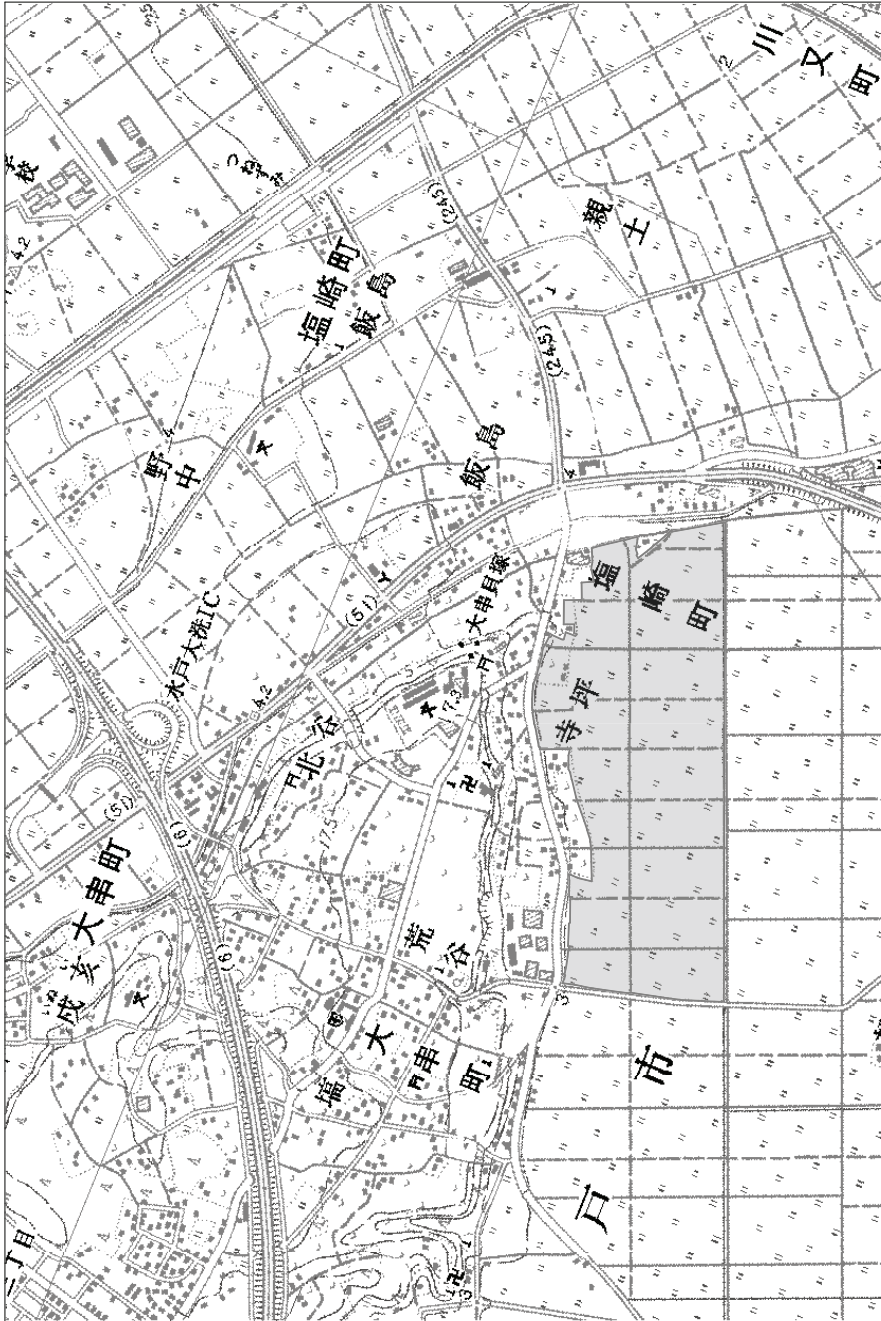
### 塩崎町字沼田に変更する区域

塩崎町字壺町田 3808の一部、3827の一部

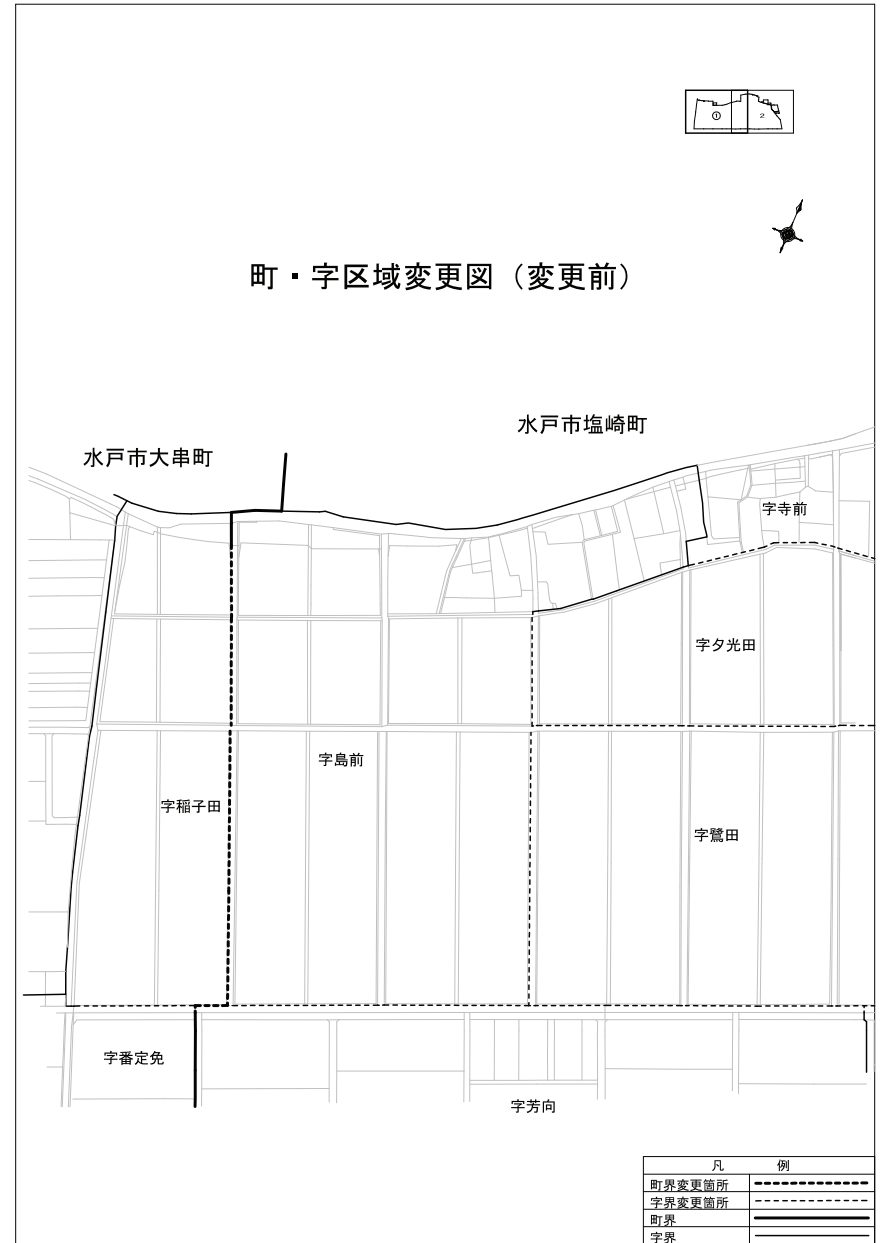
塩崎町字樋下3415、3429及び3451の地先の道路又は水路である市有地の一部

並びに塩崎町字樋下3430に隣接する道路又は水路である市有地の一部

# 位置図



町・字区域変更図（変更前）

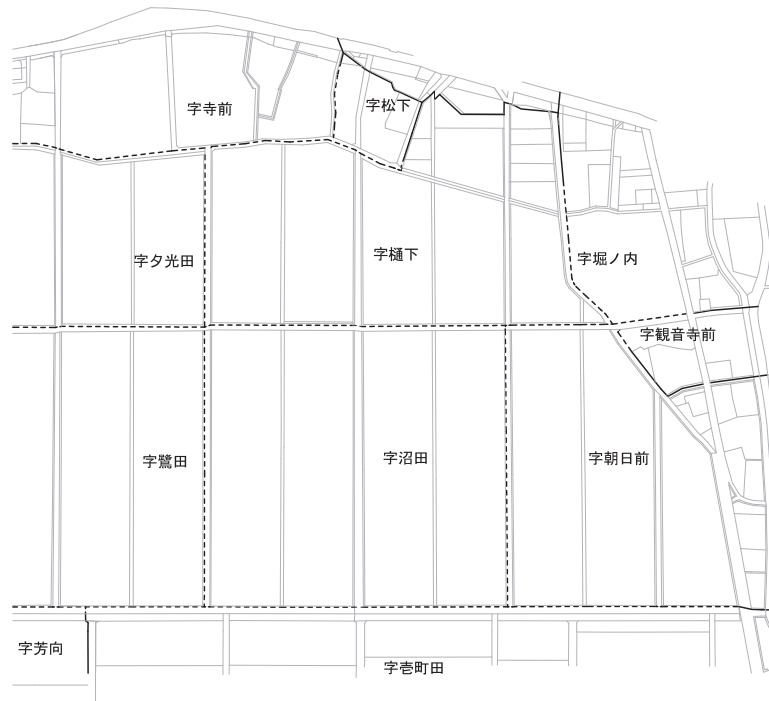




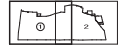
### 町・字区域変更図（変更前）



水戸市塩崎町



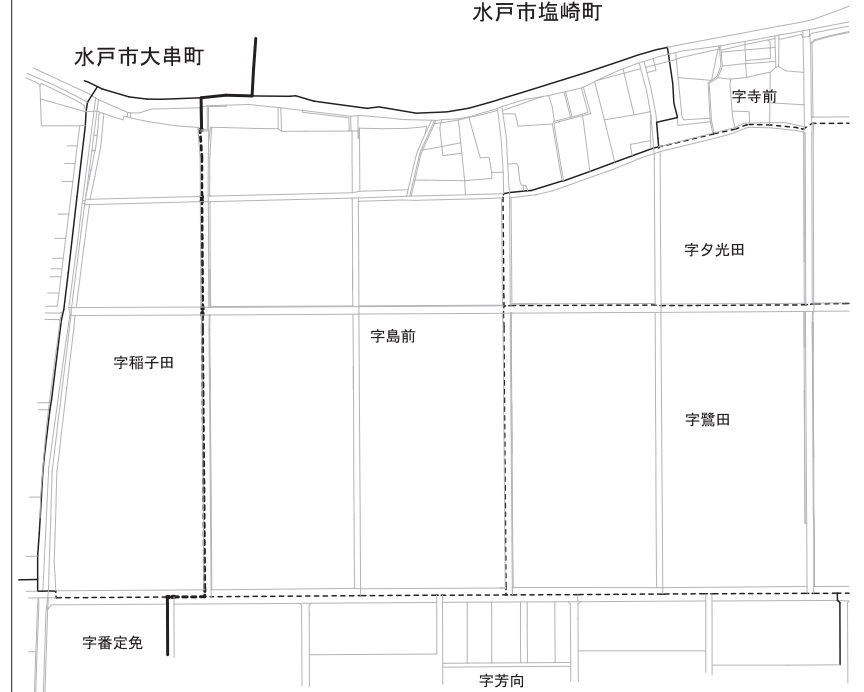
凡	例
町界変更箇所	-----
字界変更箇所	- - - - -
町界	=====
字界	=====



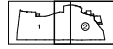
### 町・字区域変更図（変更後）



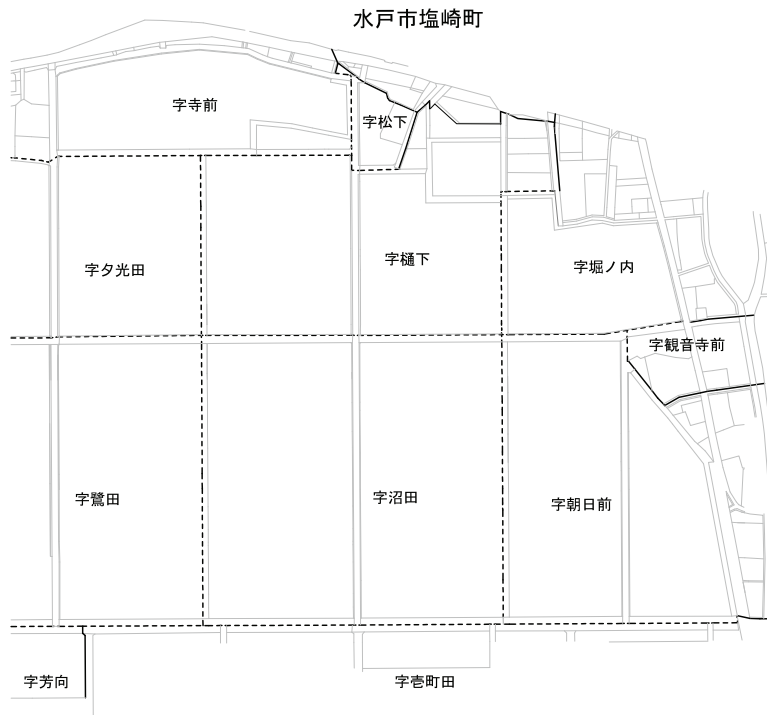
水戸市塩崎町



凡	例
町界変更箇所	-----
字界変更箇所	- - - - -
町界	=====
字界	=====



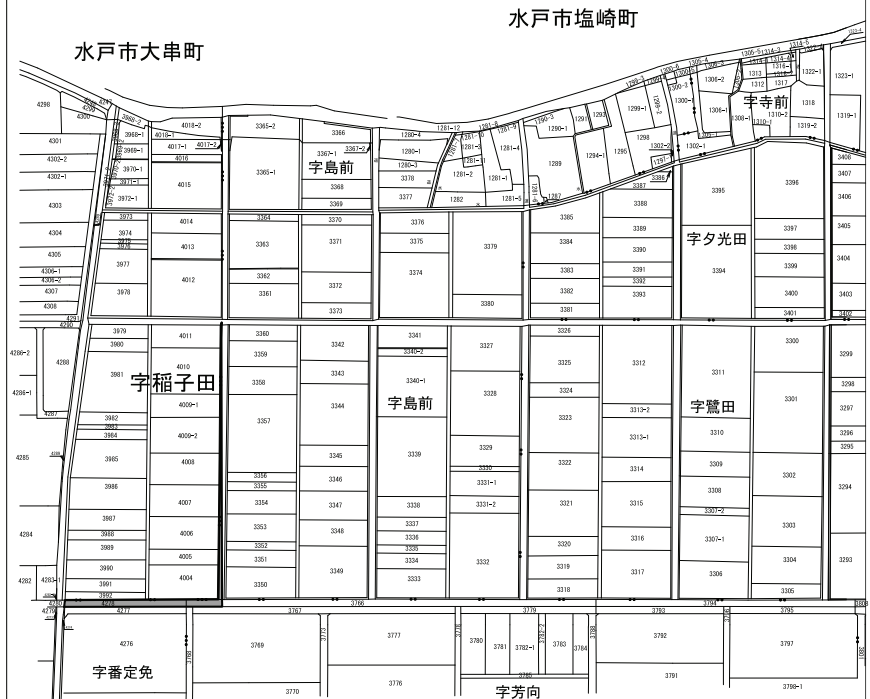
### 町・字区域変更図 (変更後)



凡	例
町界変更箇所	-----
字界変更箇所	- - - - -
町界	=====
字界	=====

### 町・字区域変更図

大串町字稲子田に変更する区域

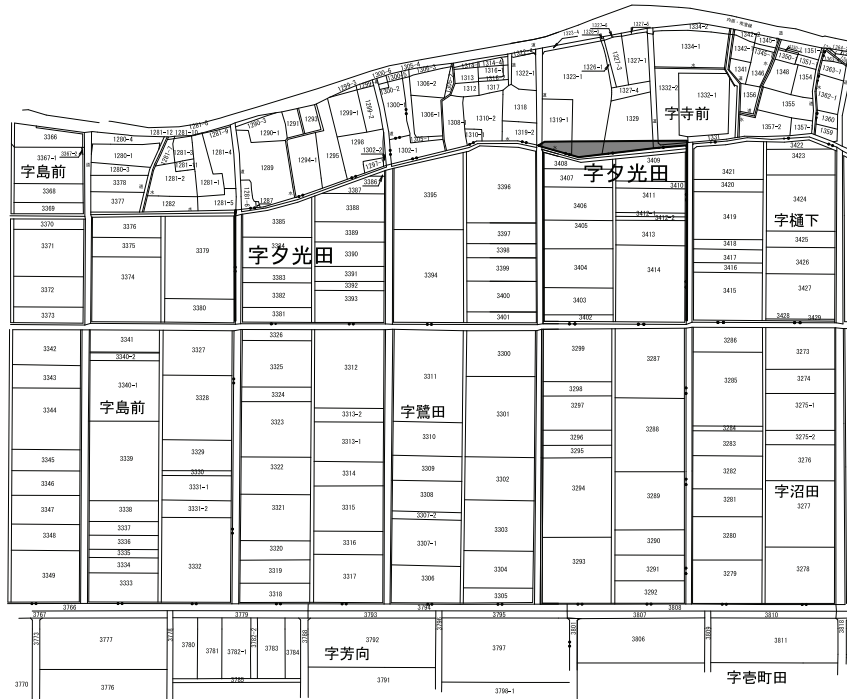


凡	例
変更する区域	■
町界	●●●●●
字界	●●●●●

町・字区域変更図  
 塩崎町字夕光田に変更する区域



水戸市塩崎町



凡 例	
変更する区域	●●●●●●
町界	●●●●●●
字界	●●●●●●

町・字区域変更図  
 塩崎町字樋下に変更する区域



水戸市塩崎町

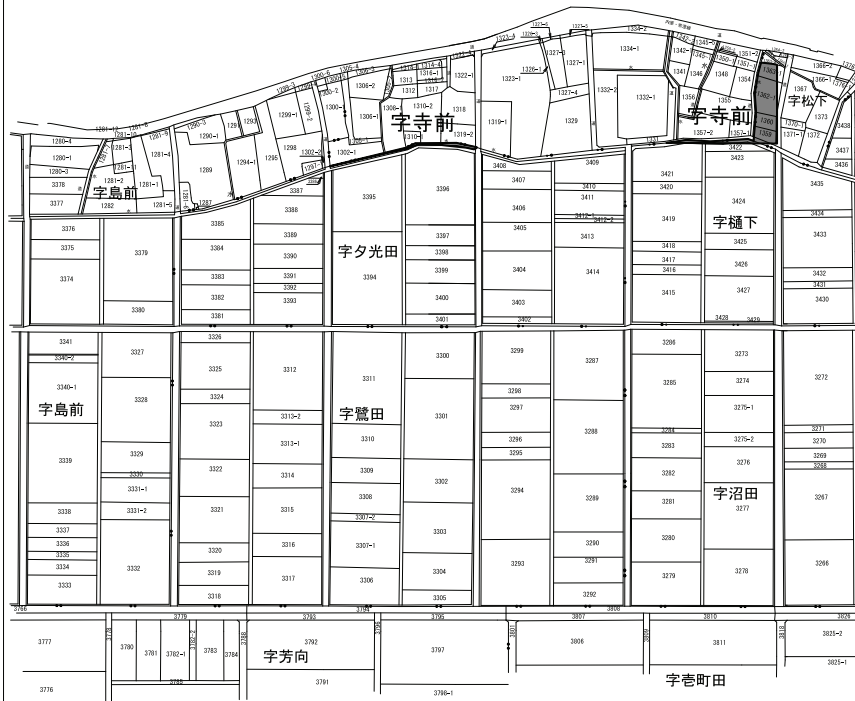


凡 例	
変更する区域	●●●●●●
町界	●●●●●●
字界	●●●●●●

町・字区域変更図  
塩崎町字寺前に変更する区域



水戸市塩崎町



凡 例	
変更する区域	●●●●●●
町界	●●●●●●
字界	●●●●●●

町・字区域変更図  
塩崎町字観音寺前に変更する区域



水戸市塩崎町



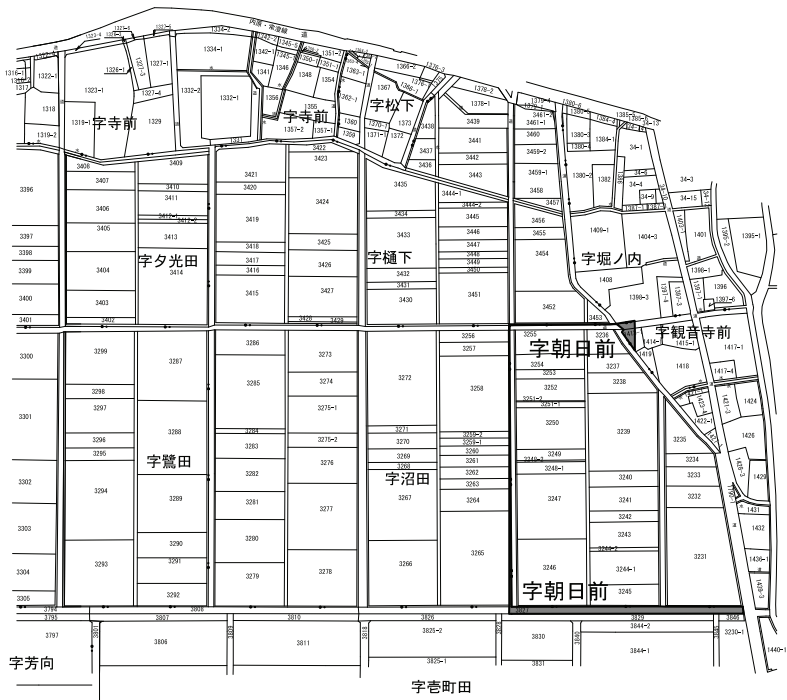
凡 例	
変更する区域	●●●●●●
町界	●●●●●●
字界	●●●●●●



町・字区域変更図  
塩崎町字朝日前に変更する区域



水戸市塩崎町

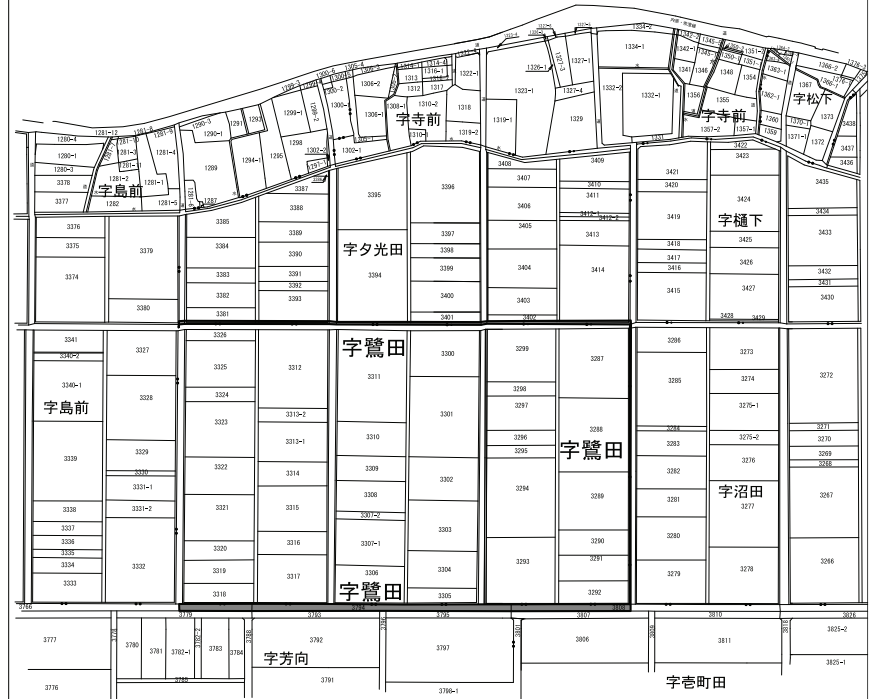


凡	例
変更する区域	●●●●●●
町界	●●●●●●
字界	●●●●●●

町・字区域変更図  
塩崎町字鷺田に変更する区域



水戸市塩崎町

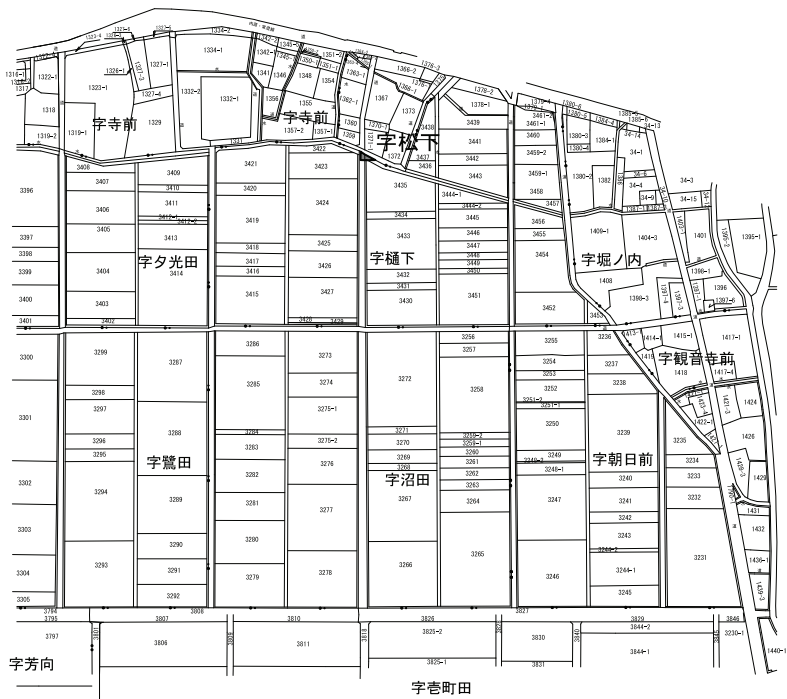


凡	例
変更する区域	●●●●●●
町界	●●●●●●
字界	●●●●●●

町・字区域変更図  
塩崎町字松下に変更する区域



水戸市塩崎町

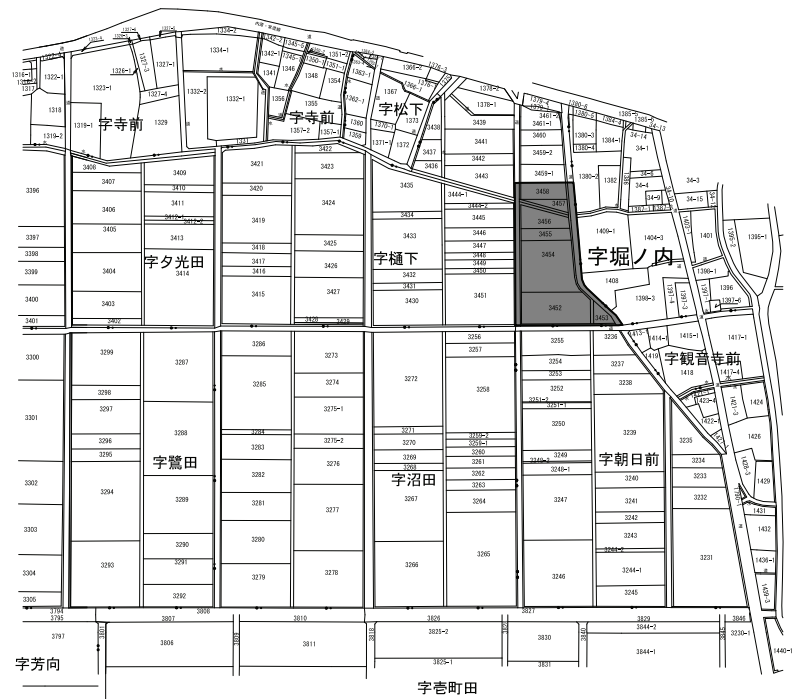


凡 例	
変更する区域	●●●●●●
町界	●●●●●●
字界	●●●●●●

町・字区域変更図  
塩崎町字堀ノ内に変更する区域



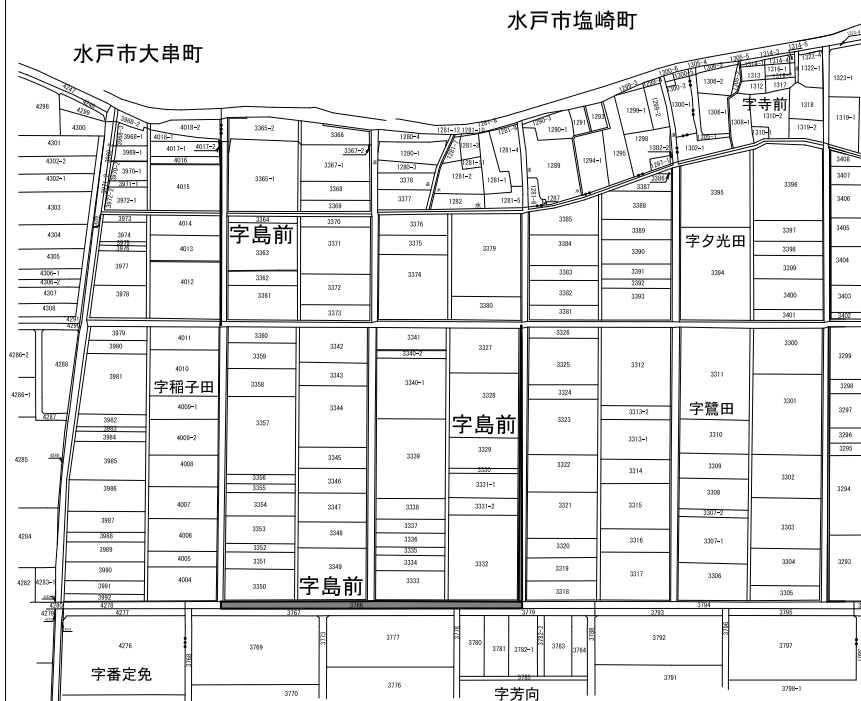
水戸市塩崎町



凡 例	
変更する区域	●●●●●●
町界	●●●●●●
字界	●●●●●●

# 町・字区域変更図

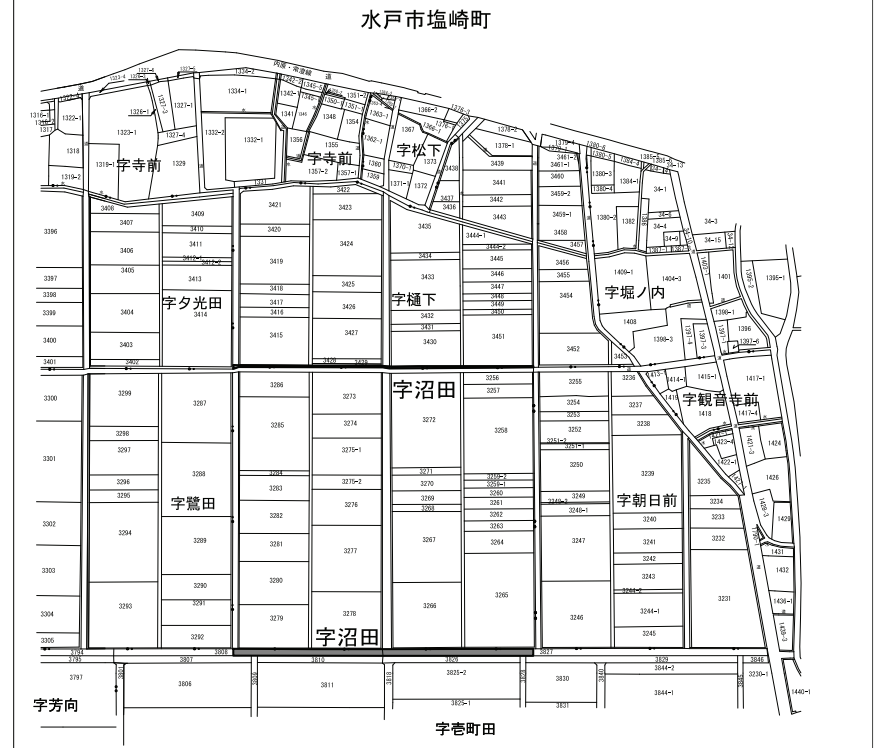
塩崎町字島前に変更する区域



凡 例	
変更する区域	■
町界	●●●●●●
字界	●●●●●●

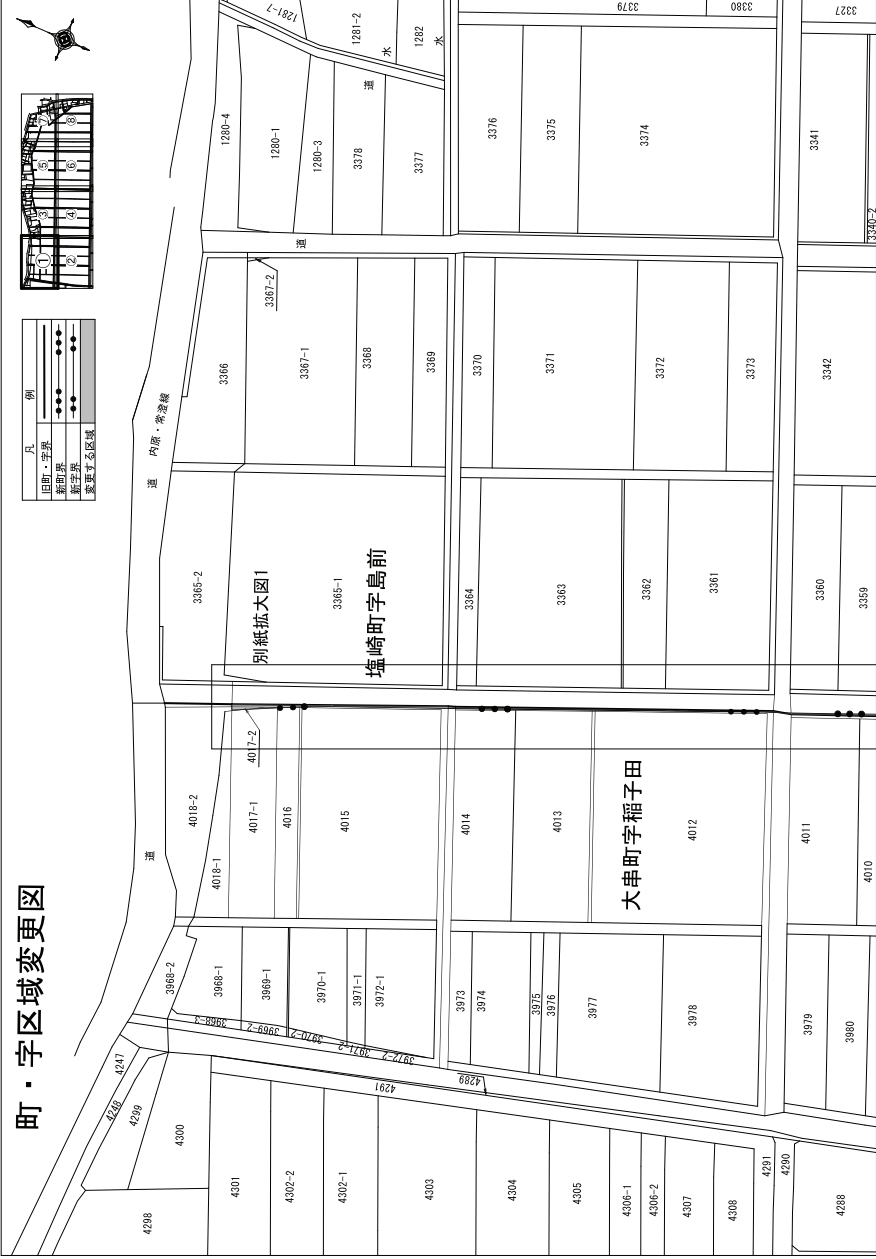
# 町・字区域変更図

塩崎町字沼田に変更する区域

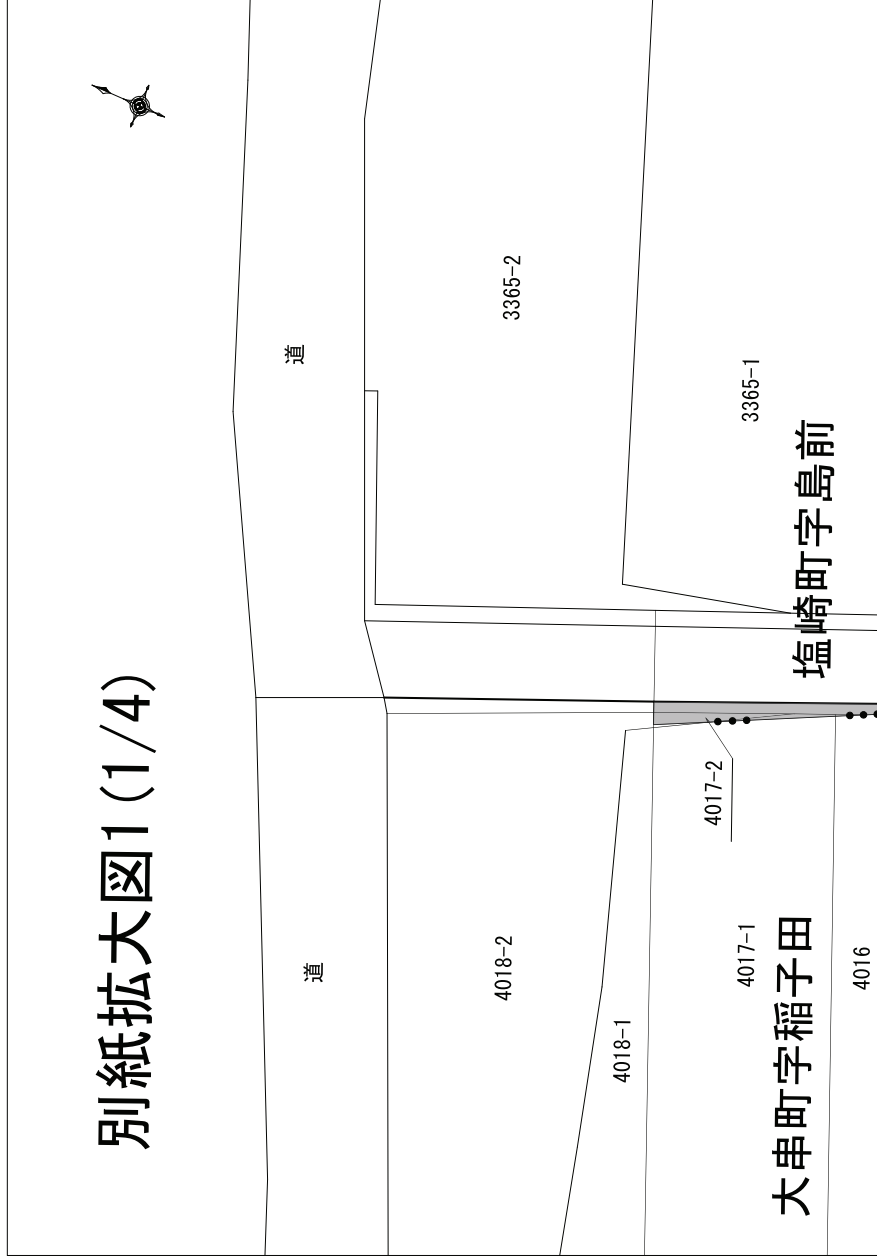


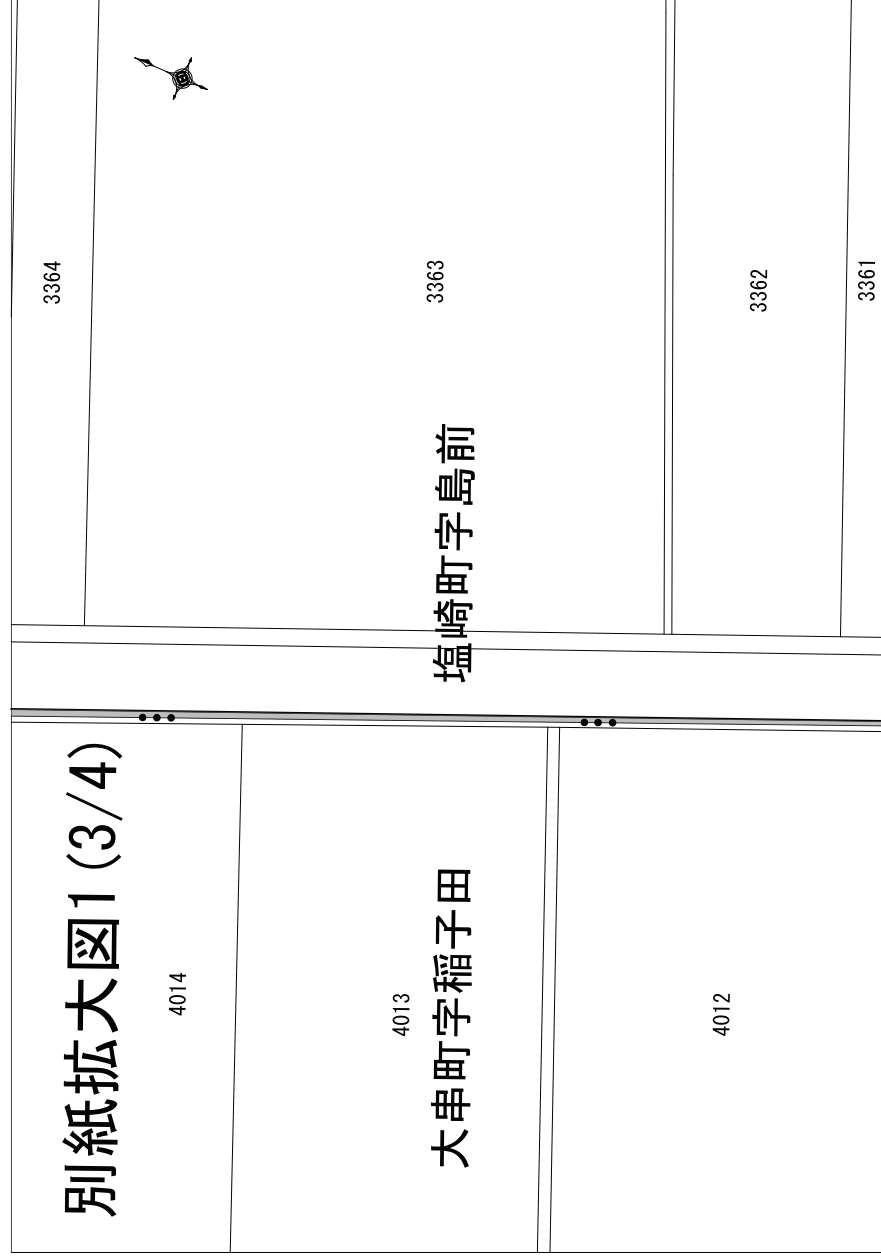
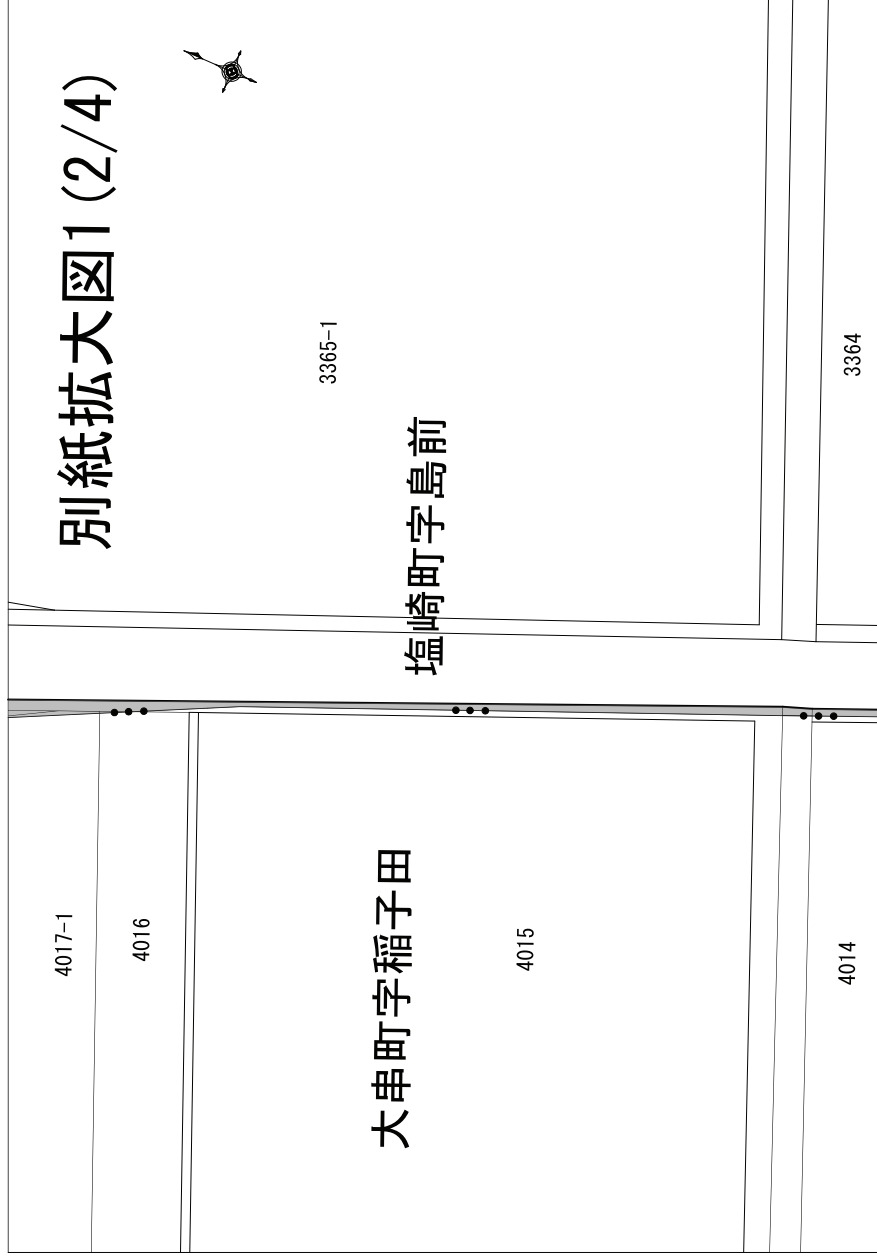
凡 例	
変更する区域	■
町界	●●●●●●
字界	●●●●●●

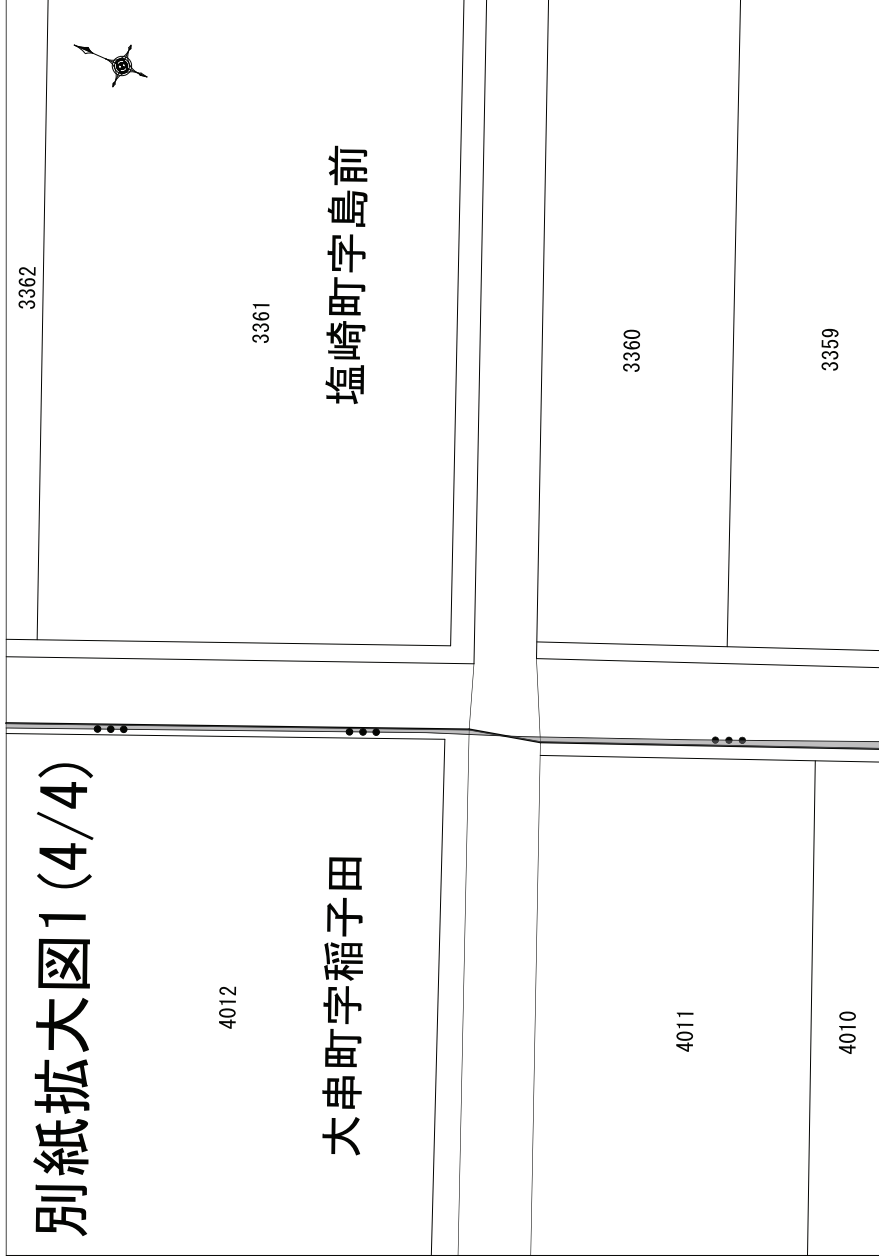
# 町・字区域変更図

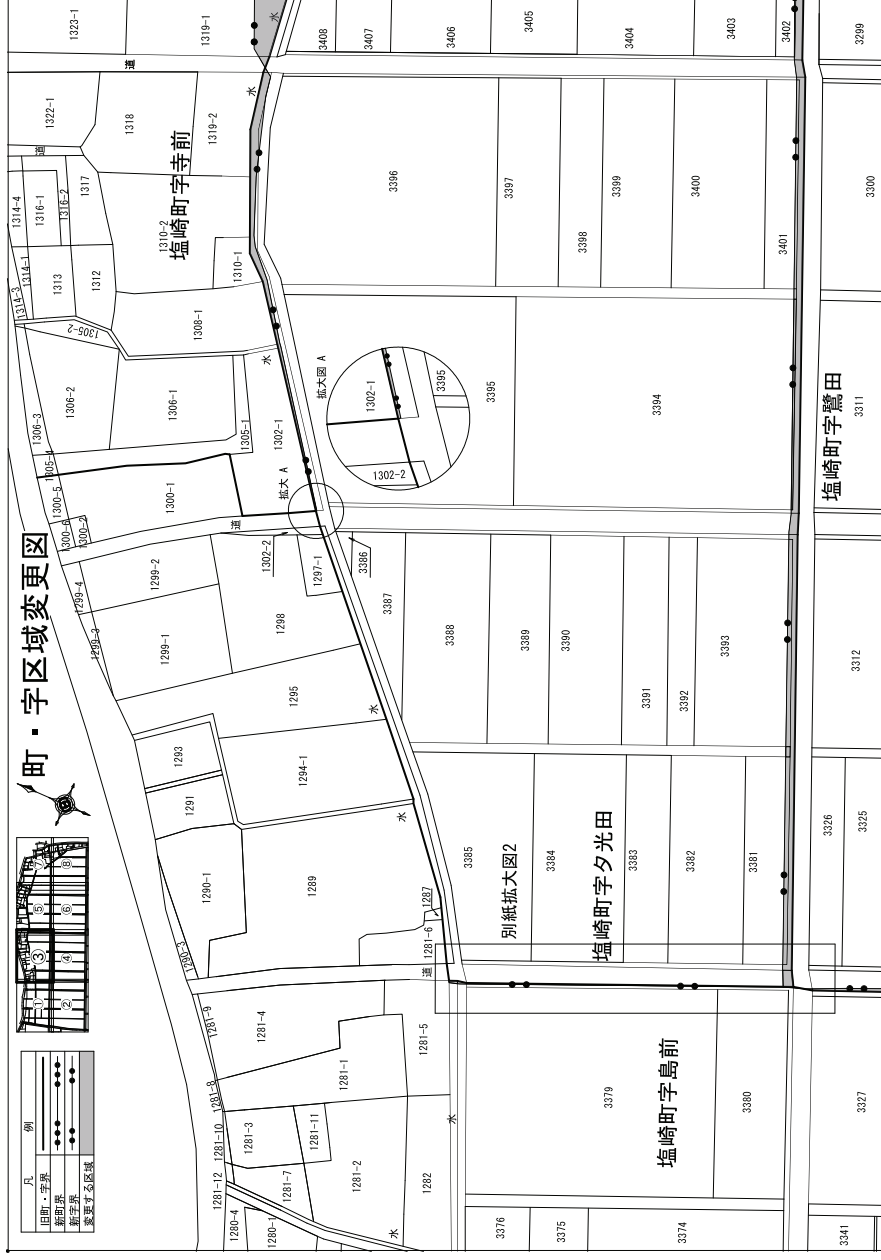


# 別紙拡大図1(1/4)









# 別紙拡大図2 (2/4)

塩崎町字島前

3379

3385



3384

塩崎町字夕光田

3383

# 別紙拡大図2 (3/4)

塩崎町字島前

3379

3384



3383

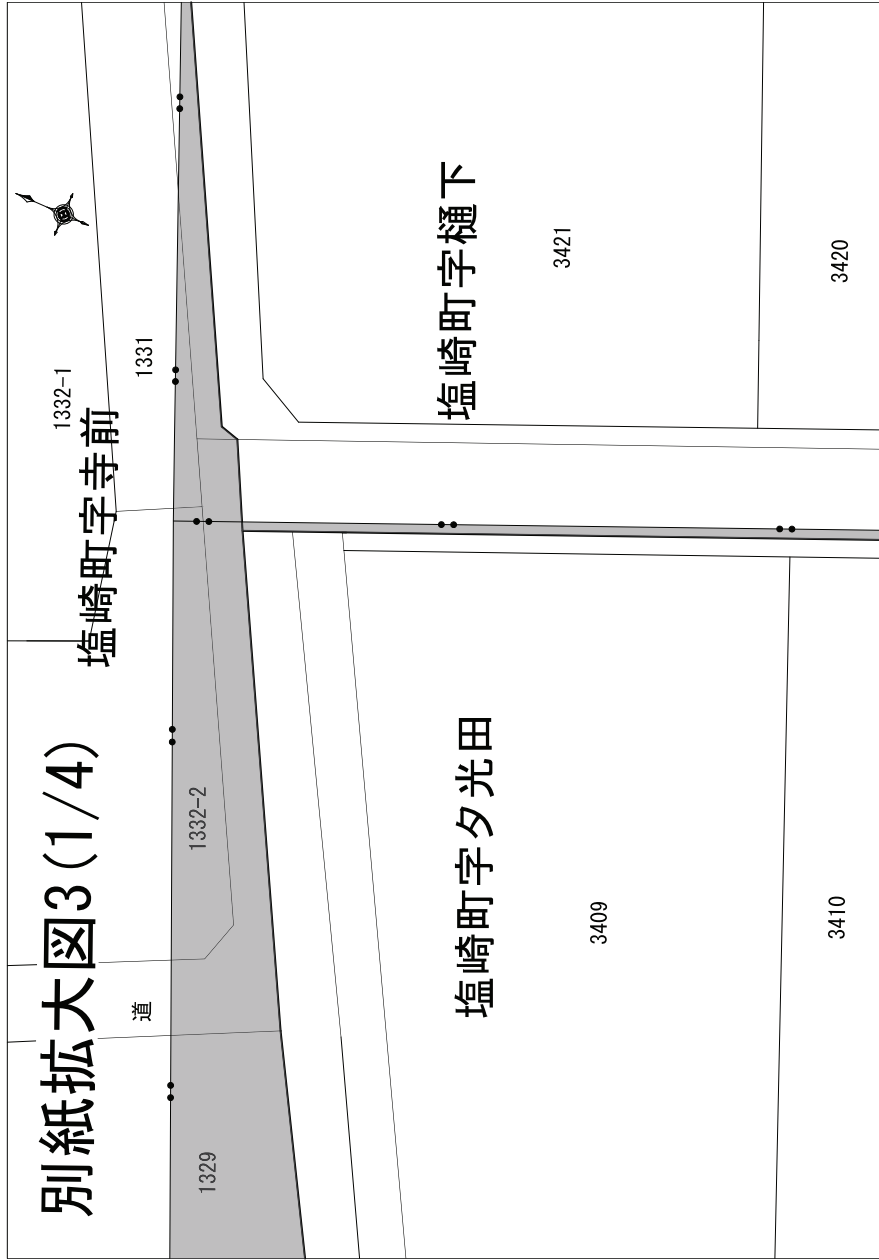
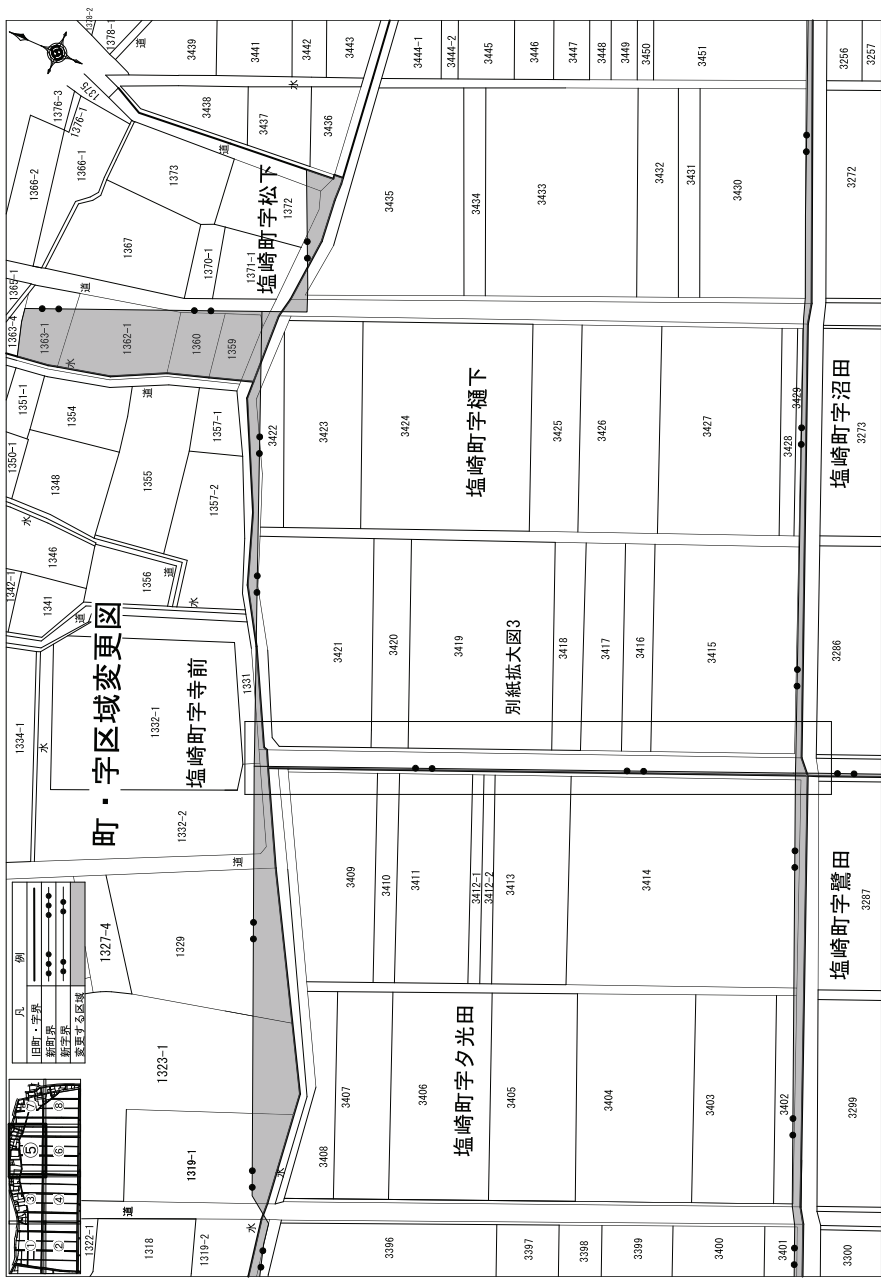
塩崎町字夕光田

3382

3380







# 別紙拡大図3(2/4)

3409

3410

塩崎町字夕光田

3411

3412-1

3412-2

3413

3421



3420

塩崎町字樋下

3419

# 別紙拡大図3(3/4)

3412-2

3413

塩崎町字夕光田

3414

3419



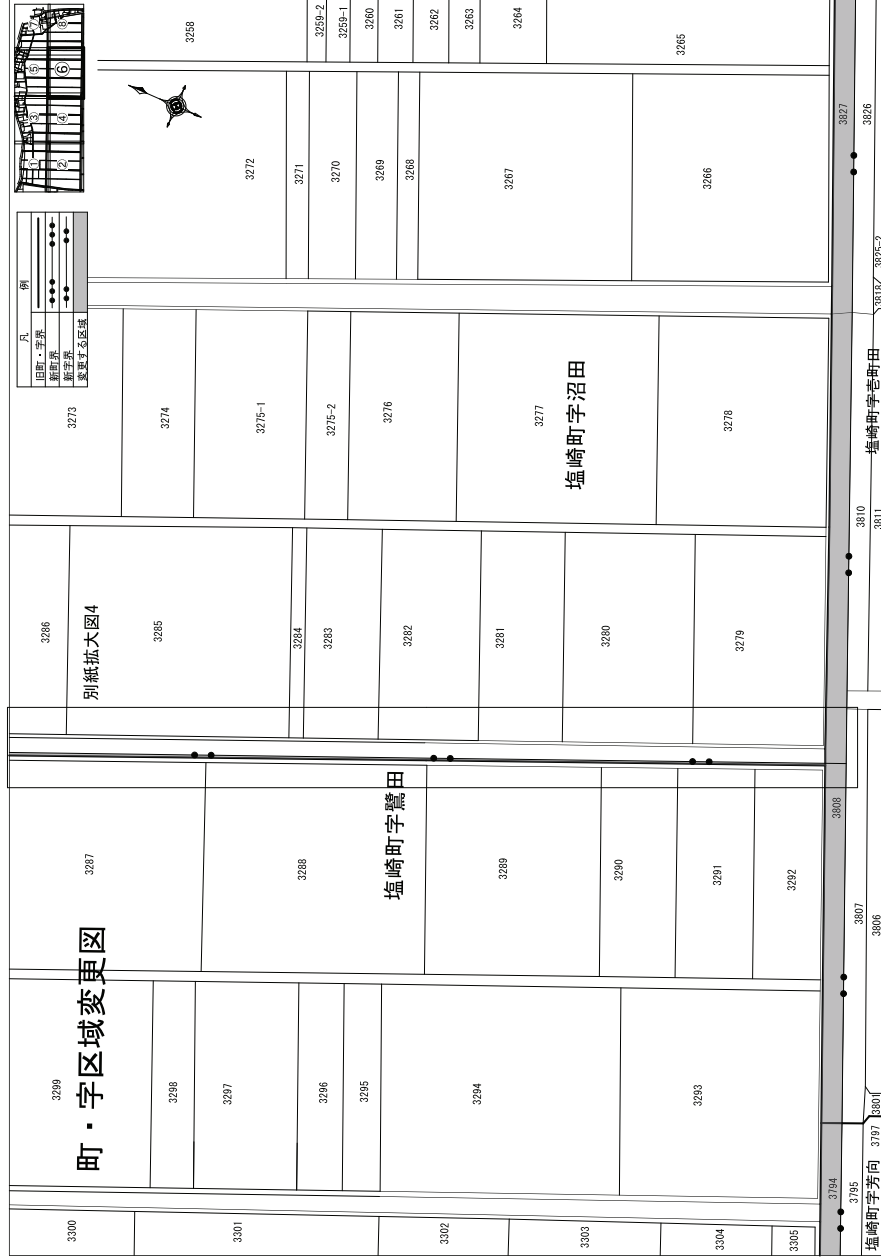
3418

塩崎町字樋下

3417

3416

3415



# 別紙拡大図4(1/4)

3287

塩崎町字鷺田

3288

3286



3285

塩崎町字沼田

3287

# 別紙拡大図4(2/4)

3288

塩崎町字鷺田

3289

3285

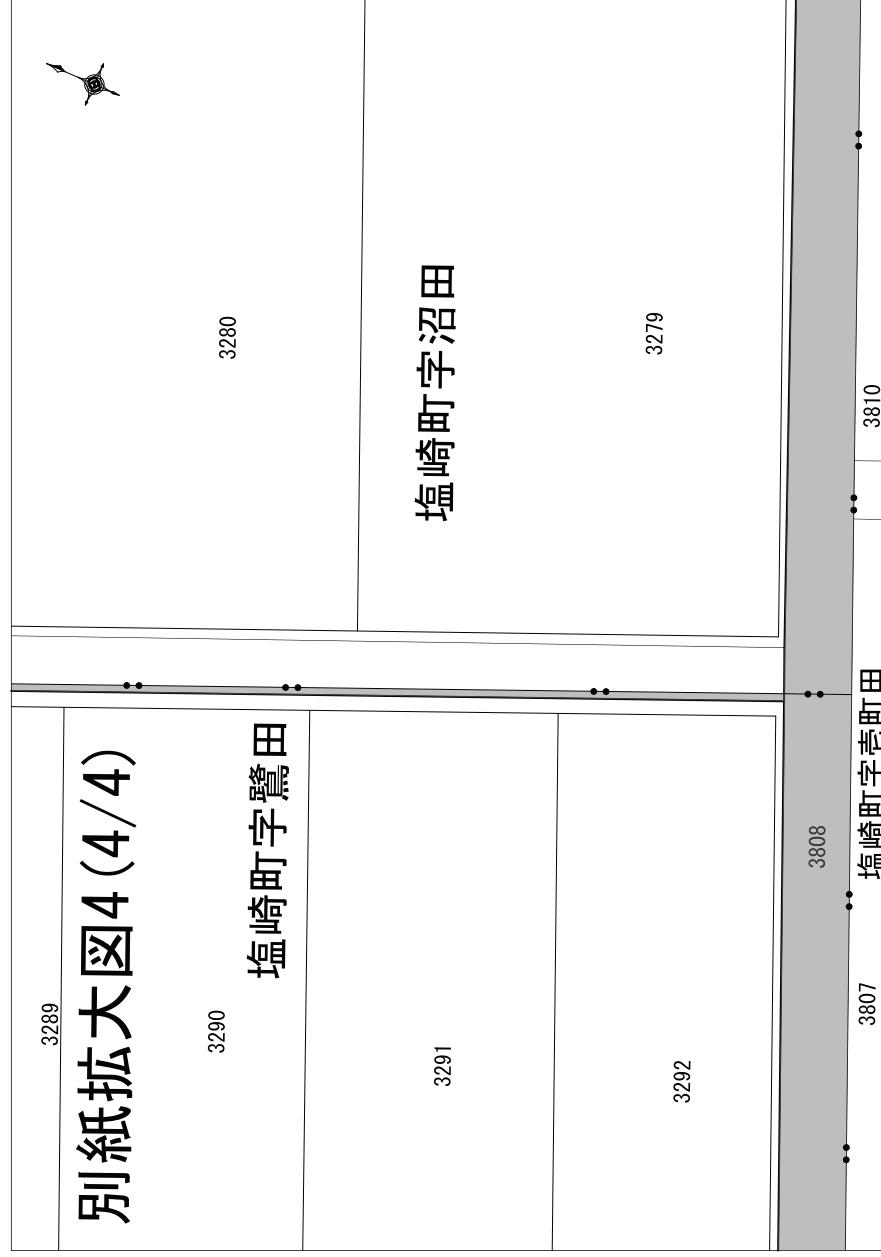
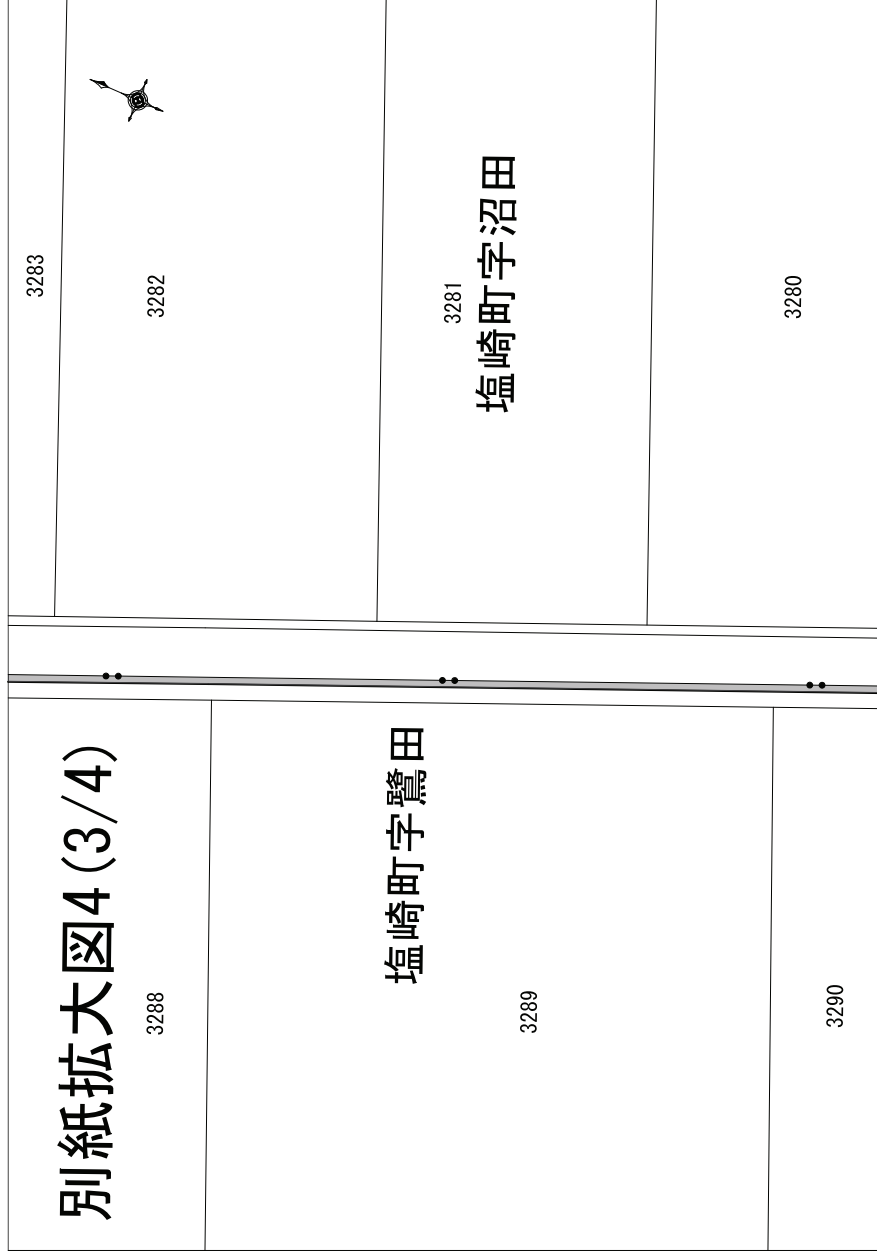


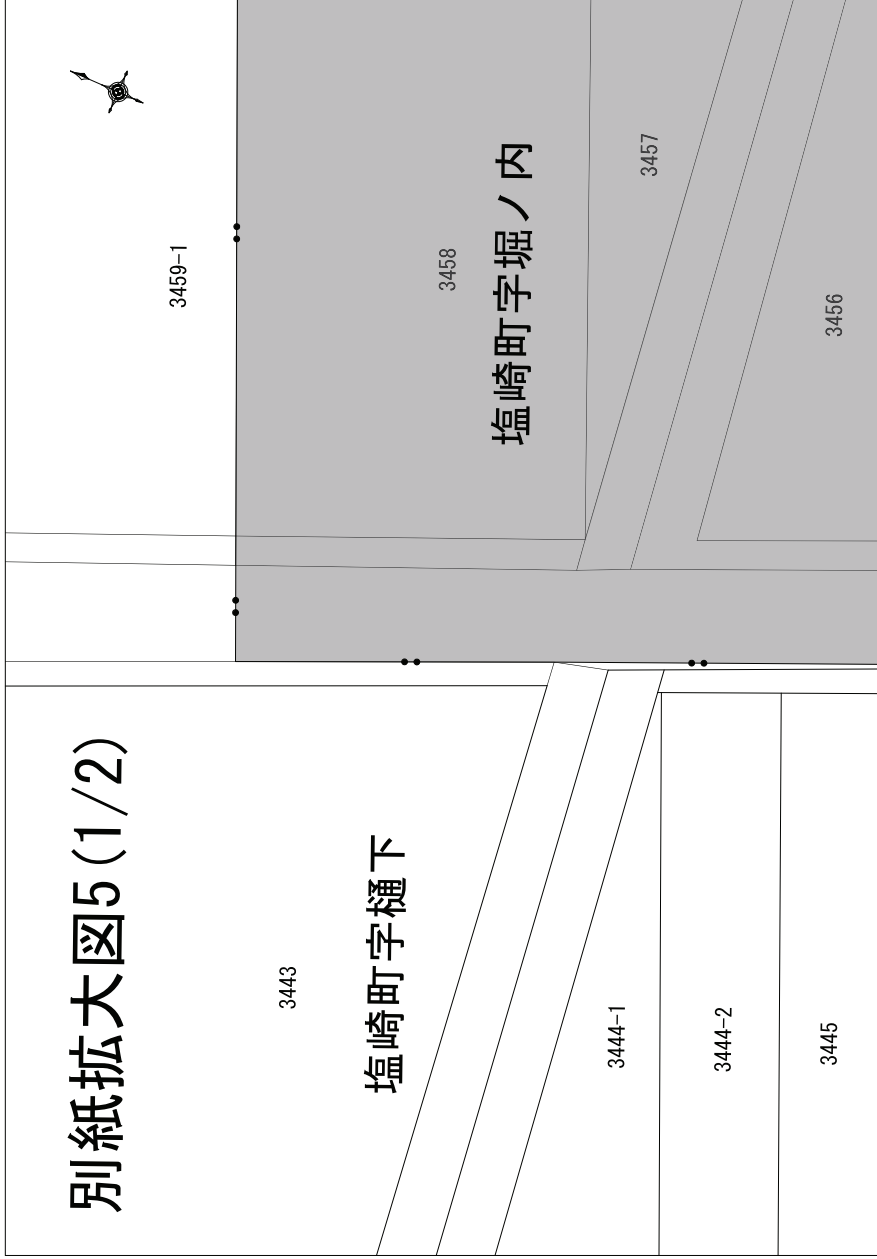
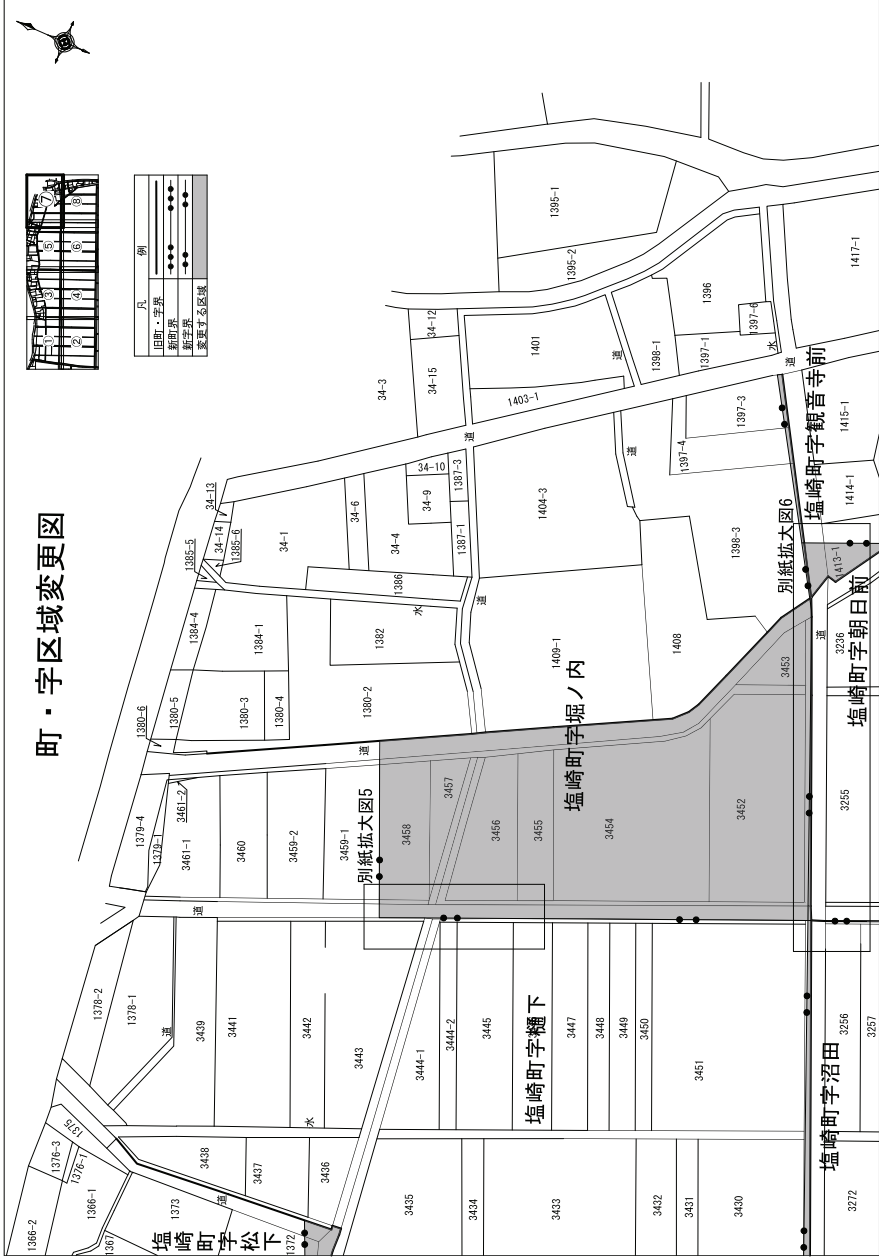
3284

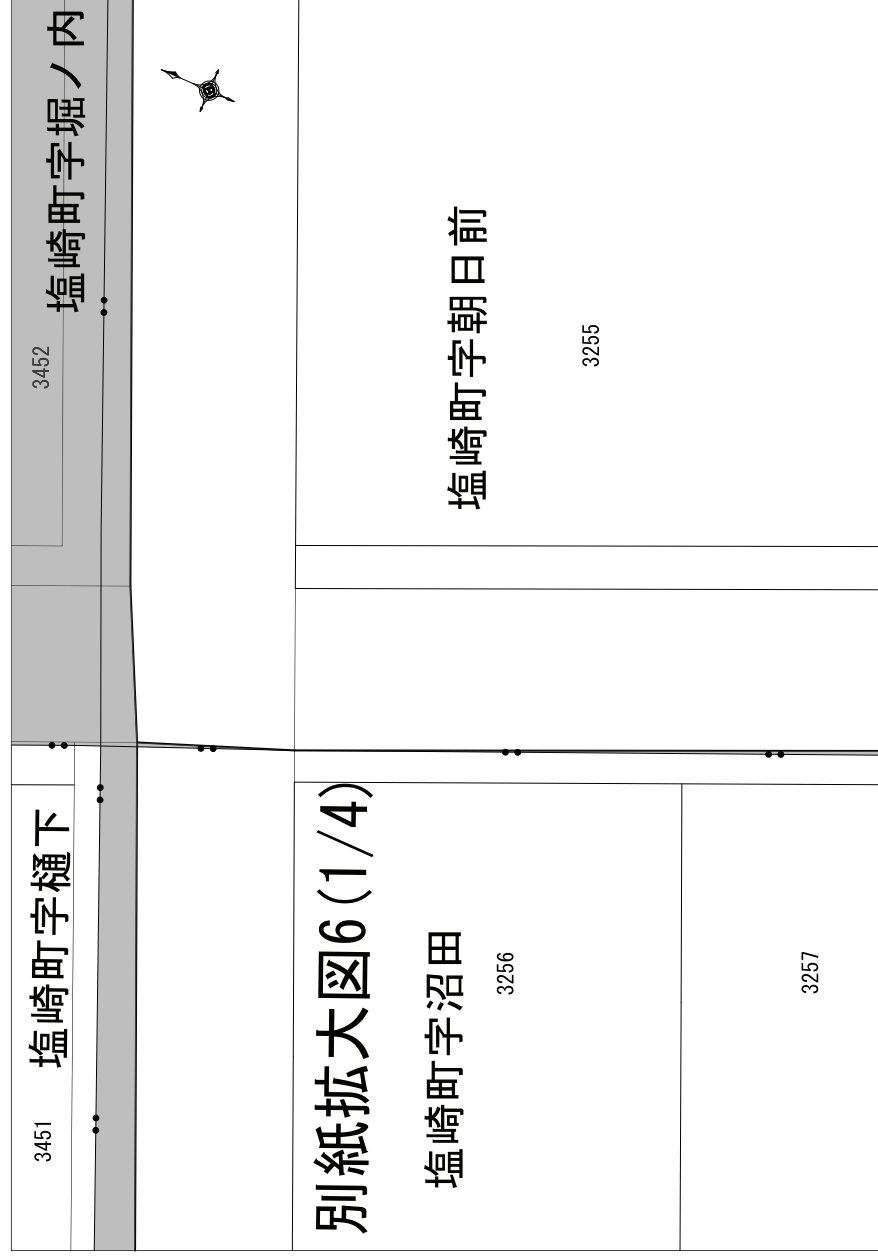
塩崎町字沼田

3283

3282









3452

塩崎町字堀ノ内

# 別紙拡大図6(2/4)



塩崎町字朝日前

3255

3452

3453

塩崎町字堀ノ内

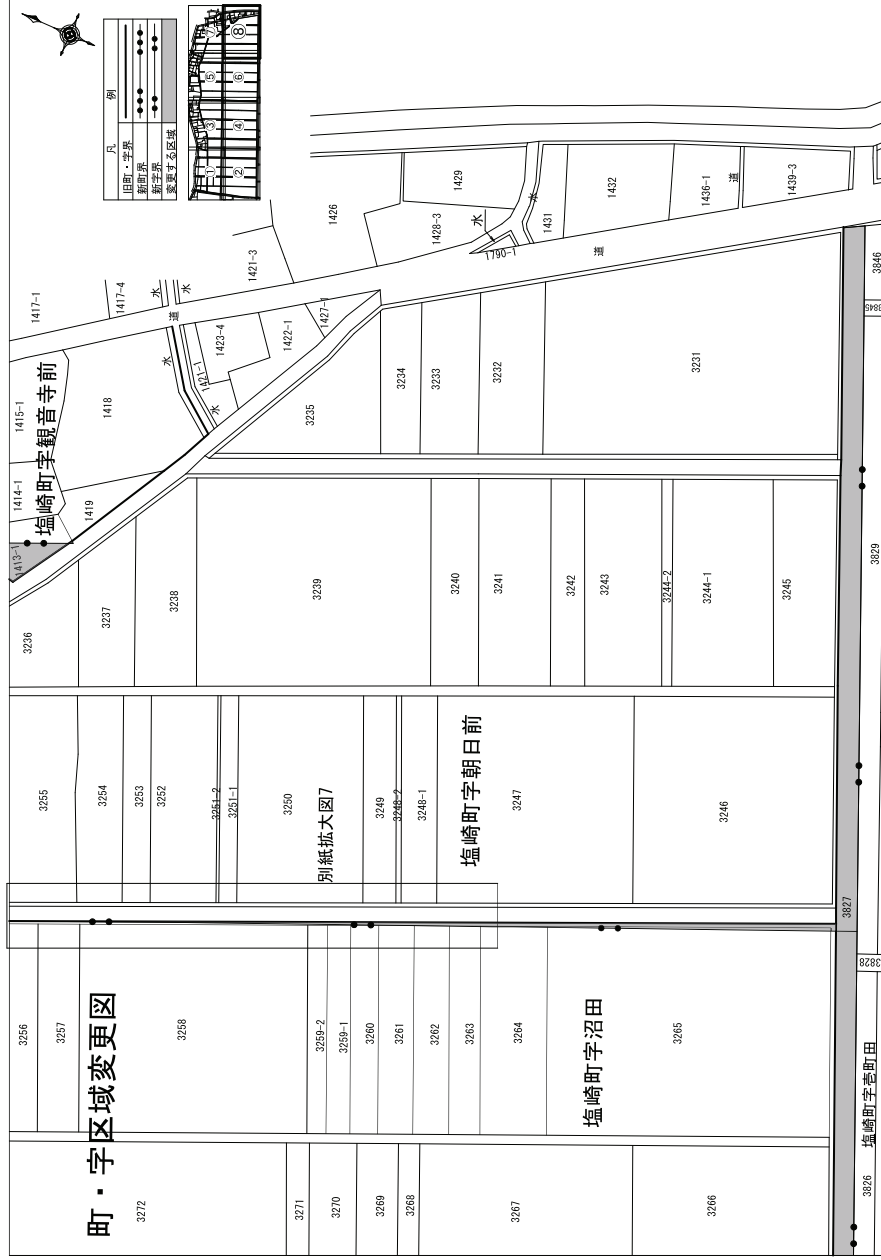
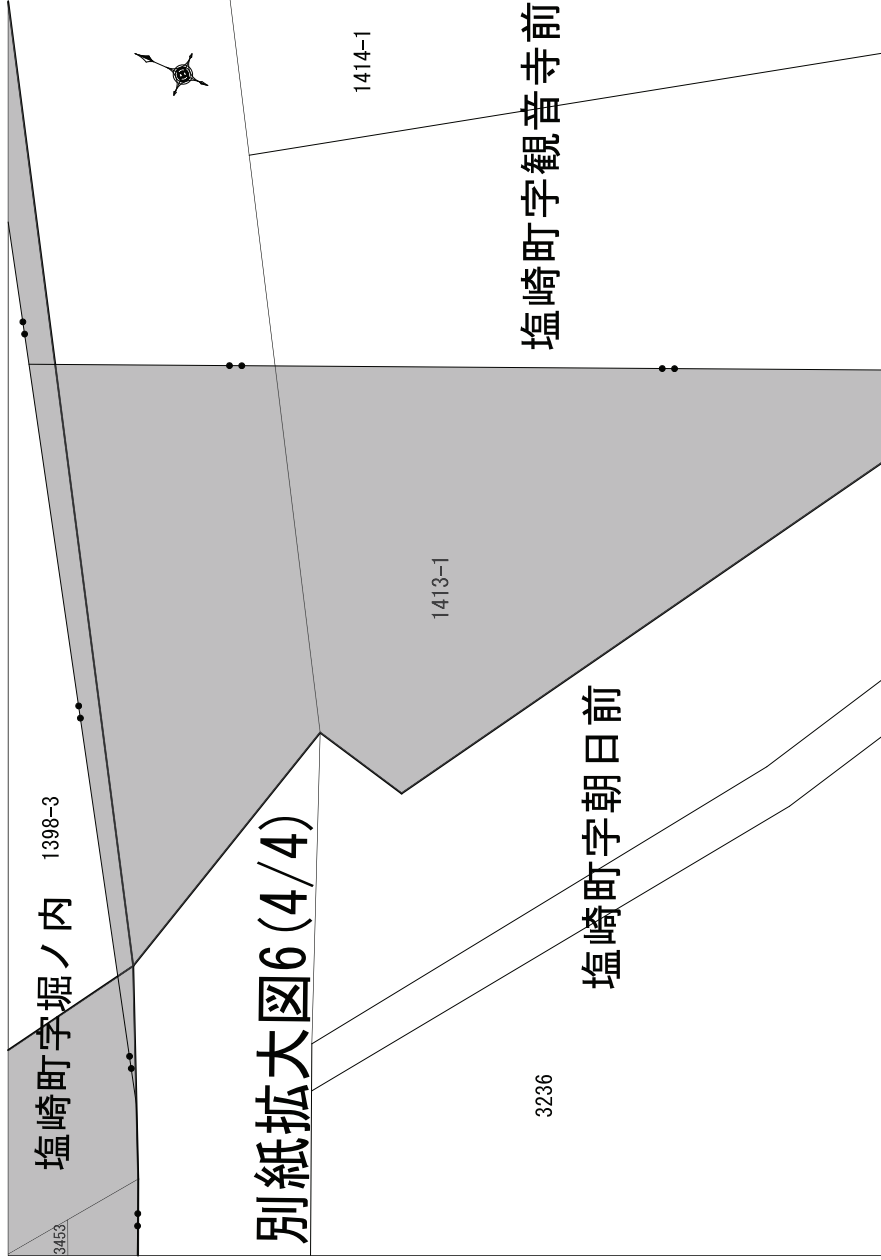
# 別紙拡大図6(3/4)




塩崎町字朝日前

3236

3255



<p>別紙拡大図7(1/7)</p> <p>3256</p>	<p>塩崎町字沼田</p> <p>3257</p>	<p>塩崎町字朝日前</p> <p>3255</p>  <p>3254</p>
--------------------------------	---------------------------	--

<p>別紙拡大図7(2/7)</p> <p>塩崎町字沼田</p> <p>3258</p>	<p>塩崎町字朝日前</p> <p>3254</p> <p>3253</p> 
--	--

別紙拡大図7 (3/7)

塩崎町字沼田

3258

塩崎町字朝日前

3252

3253



別紙拡大図7 (4/7)

塩崎町字沼田

3258

塩崎町字朝日前

3250

3252

3251-2

3251-1



# 別紙拡大図7 (5/7)

3258

塩崎町字沼田

3259-2

3259-1

3260

塩崎町字朝日前

3250



# 別紙拡大図7 (6/7)

3260

塩崎町字沼田

3261

3262

3250

3249

塩崎町字朝日前

3248-2

3248-1



 3248-1	3247 塩崎町字朝日前
塩崎町字沼田	
別紙拡大図7(7/7) 3262	3263 塩崎町字沼田
3264	

## 水戸市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(開示請求書の記載事項)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関の定めるところにより、当該開示に係る費用として実費の範囲内において実施機関が定める額を負担しなければならない。

(水戸市個人情報保護審議会の設置)

第5条 この条例の改正等を実施する場合その他個人情報保護に係る専門的な意見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合において、実施機関の諮問に応じて審議するため、水戸市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第6条 審議会は、個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、4人以上の委員の出席がなければ開くことができず、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において行う。

又は第36条第1項を「同法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」に改める。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(水戸市個人情報保護条例の廃止)
- 2 水戸市個人情報保護条例(平成16年水戸市条例第44号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。  
(旧条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の取扱いに従事していた同条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員若しくは職員であった者又は旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務若しくは指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が同項の規定により行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者に係る旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第13条、第26条又は第33条の規定による開示、訂正又は利用停止の請求がされた場合における当該開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る処分に対する審査請求に関する審理手続、水戸市情報公開・個人情報保護審査会への諮問、裁決等については、なお従前の例による。
- 6 施行日前において旧条例第42条に規定する水戸市個人情報保護運営審議会の委員であった者に係る旧条例第45条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 8 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年水戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。  
別表第1中「個人情報保護運営審議会」を「個人情報保護審議会」に改める。  
(水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
- 9 水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年水戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「条例の」を「条例等の」に改め、同条第2号を次のように改める。  
(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項  
第9条第1項中「水戸市個人情報保護条例第38条」を「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に、「実施機関を」を「機関を」に、「水戸市情報公開条例第12条第1項」を「同条例第12条第1項」に、「水戸市個人情報保護条例第19条第1項、第29条第1項

## 水戸市動物愛護基金条例

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する事業の推進を図るため、水戸市動物愛護基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、前条の目的のための寄附金を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖



## 水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び中小企業者その他の関係者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会その他の中小企業者に対して支援を行う団体であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の市内で金融業を行う事業者及び茨城県信用保証協会をいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び大学並びに同法第124条に規定する専修学校であつて、市内に所在するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業者の振興は、次に掲げる基本理念に沿って推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を尊重すること。
- (2) 中小企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られる環境を整備していくこと。
- (3) 中小企業者並びに市、国、茨城県、大企業者、中小企業関係団体、金融機関等、教育機関及び市民が連携し、一体となって行っていくこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念ののっとり、中小企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保を図るものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、社会経済情勢の変化に適應してその事業の持続的な発展を図るため、自主的に経営の革新、経営基盤の強化等に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、人材の確保及び育成を図るとともに、従業員の福利厚生の実及び仕事と生活の調和を図ることができる労働環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に

連携するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、持続可能な社会の実現に向けて、自らの事業活動を通じて地球環境の保全等に取り組むよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、中小企業者が本市の経済や地域社会において果たす役割の重要性を認識し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者と連携するとともに、中小企業者との取引の適正化に努めるものとする。

2 大企業者は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、中小企業者が行う経営の革新、経営基盤の強化等のための取組及び中小企業者の創業を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業関係団体は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、中小企業者に対し、適切かつ円滑な資金の供給、的確な経営相談の実施、有用な情報の提供等を行うことにより、中小企業者の経営の安定及び改善に関する協力並びに新たな産業の創出及び発展の支援に努めるものとする。

2 金融機関等は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、中小企業者と連携して行う社会科見学、職場体験活動等を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力等を育てる教育を推進するよう努めるものとする。

2 教育機関は、教育活動を通じて、中小企業者が行う新技術及び新商品の開発等に対する取組に協力するよう努めるものとする。

3 教育機関は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、中小企業者の振興が本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業者が生産し、製造し、及び加工する製品並びに提供するサービスの利用等により中小企業者の事業の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業者の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新、経営基盤の強化等を支援すること。
- (2) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。
- (3) 中小企業者の創業及び円滑な事業承継を支援すること。
- (4) 中小企業者の円滑な資金調達を支援すること。
- (5) 中小企業者における地場産品の普及を促進するための活動を支援すること。
- (6) 中小企業者において、多様な人材が働きやすい労働環境の整備の促進を図ること。
- (7) 中小企業者における本市の特色ある地域資源を活用した事業活動を支援すること。
- (8) 中小企業者の事業活動を通じた地球環境の保全への取組を支援すること。
- (9) 中小企業者の振興に資する企業誘致を推進すること。

(10) 災害時等において、中小企業者が速やかに事業を再開するための取組を支援すること。

(計画の策定)

第12条 市は、前条の規定による施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業者の振興に関する計画を策定するものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、中小企業者の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(水戸市小規模企業事業資金貸付条例及び水戸市中小企業振興条例の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水戸市小規模企業事業資金貸付条例（昭和47年水戸市条例第13号）

(2) 水戸市中小企業振興条例（昭和52年水戸市条例第12号）

(水戸市小規模企業事業資金貸付条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現になされている前項の規定による廃止前の水戸市小規模企業事業資金貸付条例に基づく事業資金の貸付けについては、同条例第4条から第8条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(水戸市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現になされている融資で付則第2項の規定による廃止前の水戸市中小企業振興条例第13条に規定する融資あっせんに基づくものについては、同条例第16条から第19条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第5号

## 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例

水戸市職員定数条例（昭和39年水戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「1,325人」を「1,338人」に改め、同条第5号中「185人」を「178人」に改め、同条第8号中「180人」を「178人」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

## 水戸市市税条例及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例

(水戸市市税条例の一部改正)

第1条 水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号中「督促手数料、」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

(水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部改正)

第2条 水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例（昭和38年水戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水戸市税外収入延滞金徴収条例

本則中「及び督促手数料」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 水戸市手数料条例の一部を改正する条例

水戸市手数料条例（平成4年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表86から89までの部を次のように改める。

86	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく農林水産物又は食品に係る輸出証明書の交付	輸出証明書交付手数料	1件につき 870円
87	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する審査	施設認定農林水産物等適合施設認定申請手数料	(1) 現地調査を伴う場合 1件につき 20,900円 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1件につき 10,400円
88 及び 89	削除		

別表176の部長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の項第1号中「（第3号において「確認書」という。）又は」を「若しくは」に改め、「住宅性能評価書」の次に「又はこれらの写し（第3号において「確認書等」という。）」を加え、同項第3号中「確認書」を「確認書等」に改め、同表178の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項第1号中「対象建築物が、住宅の」を「当該認定申請に係る対象が、住宅部分のみである」に、「住宅以外の建築物の」を「住宅以外の部分のみである」に改め、「建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下この号において「指定確認検査機関」という。）又は登録住宅性能評価機関（」を削り、「の業務を実施しているものに限る。）が、住宅部分及び住宅以外の部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の」を「が、住宅部分及び住宅以外の部分である」に、「（指定確認検査機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施しているものに限る。）」を「の業務及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施している機関」に改め、同号ア中「住宅」の次に「又は住宅部分及び住宅以外の部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）（住宅部分が1戸であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）」を加え、同号イ中「複合建築物（」の次に「住宅部分が2戸以上であり、かつ、」を加え、「が住戸部分」を「が当該住宅部分」に、「住戸部分の区分」を「住宅部分の区分」に改め、同号イ(ア)から(エ)までを次のように改める。

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 17,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円

(ニ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 67,000円  
別表178の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項第1号イ(ホ)から(ケ)までを削り、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。） 次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14,000円

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,000円

(ニ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 67,000円

(ホ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 106,000円

(ヘ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 133,000円

(キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 167,000円

エ 複合建築物（当該認定申請がアからウまでに該当する場合を除く。） 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてウの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 4,000円

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額

別表178の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項第1号オを削り、同項第2号アからオまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「消費性能基準省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 28,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 32,000円

イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 15,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 16,000円

ウ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 57,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 96,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 163,000円

(ニ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 234,000円

エ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 47,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 86,000円

(ニ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 130,000円

オ 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第1号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 189,000円

(イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 237,000円

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 306,000円

(ニ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 437,000円

(ホ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 538,000円

(ヘ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 636,000円

(キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 726,000円

別表178の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項第2号に次のように加える。

カ 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 72,000円

(イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 92,000円

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 121,000円

(ニ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円

(ホ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 257,000円

(ヘ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 308,000円

(キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 362,000円

キ 複合建築物（当該認定申請がウからカまでのいずれかに該当する場合を除く。クからコまでにおいて同じ。）のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)、住宅以外の部分にあっては同条第1号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてオの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてアの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

ク 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)、住宅以外の部分にあっては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてカの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてアの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

ケ 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)、住宅以外の部分にあっては同条第1号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてオの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてエの規定の例により算定した額

コ 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)、住宅以外の部分にあっては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてカの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてエの規定の例により算定した額

別表179の部低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項第1号ア中「住宅」の次に「又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）」を加え、同号イ中「複合建築物（）」の次に「住宅部分が2戸以上であり、かつ、」を加え、「が住戸部分」を「が当該住宅部分」に、「住戸部分の区分」を「住宅部分の区分」に改め、同号イ(ア)から(エ)までを次のように改める。

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 8,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 19,000円

(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 33,000円

別表179の部低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項第1号イ(ウ)から(ケ)までを削り、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該変更認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。）次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,000円

(イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7,000円

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,000円

(エ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 33,000円

(オ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 53,000円

(カ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 67,000円

(キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 83,000円

エ 複合建築物（当該変更認定申請がアからウまでに該当する場合を除く。）次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてウの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 2,000円

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額

別表179の部低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項第1号オを削り、同項第2号アからオまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 14,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 16,000円

イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 7,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 8,000円

ウ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 48,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 82,000円

(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 117,000円

エ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 14,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 24,000円

- (ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円
- (エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 65,000円
- オ 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該変更認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第1号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 95,000円
  - (イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 119,000円
  - (ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 153,000円
  - (エ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 218,000円
  - (オ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 269,000円
  - (カ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 318,000円
  - (キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 363,000円
- 別表179の部低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項第2号に次のように加える。
- カ 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該変更認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 36,000円
  - (イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 46,000円
  - (ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 61,000円
  - (エ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円
  - (オ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円
  - (カ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 154,000円
  - (キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 181,000円
- キ 複合建築物（当該変更認定申請がウからカまでのいずれかに該当する場合を除く。クからコまでにおいて同じ。）のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)、住宅以外の部分にあっては同条第1号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてオの規定の例により算定した額を加算した金額
  - (ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてアの規定の例により算定した額
  - (イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

- ク 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)、住宅以外の部分にあっては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてカの規定の例により算定した額を加算した金額
  - (ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてアの規定の例により算定した額
  - (イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額
- ケ 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)、住宅以外の部分にあっては同条第1号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてオの規定の例により算定した額を加算した金額
  - (ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額
  - (イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてエの規定の例により算定した額
- コ 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)、住宅以外の部分にあっては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてカの規定の例により算定した額を加算した金額
  - (ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額
  - (イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてエの規定の例により算定した額
- 別表180の部建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の項第1号中「非住宅部分」を「住宅部分及び共用部分以外の部分」に改め、同号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「消費性能基準省令」という。）」を「消費性能基準省令」に改め、同表181の部建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料の項第1号及び182の部建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書交付手数料の項第1号中「非住宅部分」を「住宅部分及び共用部分以外の部分」に改め、同表183の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項第1号中「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、住宅以外の」を「が、住宅部分を有しない」に、「（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施しているものに限る。）」を「の業務及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施している機関」に改め、同項第2号エ中「除く」の次に「。オにおいて同じ」を加え、同号オ中「（当該認定申請がイに該当する場合を除く。）」を削り、同表184の部建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項第2号エ中「除く」の次に「。オにおいて同じ」を加え、同号オ中「（当該変更認定申請がイに該当する場合を除く。）」を削り、同表185の部建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の項第1号中「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、住宅以外の」を「が、住宅部分を有しない」に、「（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施しているものに限る。）」を「の業務及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施している機関」に改め、同表186の部中「、第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イ」を「若しくは第63条第3項第7号イ」に、「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同表187の部中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に、「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改める。



付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表86の部、87の部、176の部、178の部及び179の部の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に基づく事務について適用する。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第8号

## 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定通所支援事業等基準条例（令和2年水戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）第2条第1項第4号に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第42条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して障害児の保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第42条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第48条を次のように改める。

#### 第48条 削除

第61条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第64条中「、第48条」を削る。

第69条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第78条中「第49条まで」を「第47条まで、第49条」に改める。

第98条及び第103条中「第40条の2」の次に「、第42条の2、第42条の3第1項」を加える。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第48条、第64条及び第78条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の水戸市指定通所支援事業等基準条例(以下「新条例」という。)第42条の2(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第42条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 新条例第42条の3第2項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条及び第90条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、障害児の送迎を目的とした自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第9号

## 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例

第1条 水戸市児童福祉施設基準条例(令和2年水戸市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第2条 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条、次条及び第15条第1項において同じ。)

は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 保育所は、乳幼児の安全の確保に関して乳幼児の保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない

- い。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第15条第1項中「(助産施設を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

付則第2項中「入所させる乳児が4人以上である保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「(以下この項において「看護師等」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び付則第4項の規定は公布の日から、その他の規定は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の日から令和6年3月31日までの間、同条の規定による改正後の水戸市児童福祉施設基準条例(以下「新条例」という。)第7条の2(保育所に係る部分を除く。)の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

- 3 新条例第7条の3第2項の規定にかかわらず、保育所において乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年水戸市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第13条」を「第12条」に改める。

- 5 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第15条中「第12条」を「第13条」に改める。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例

水戸市認定こども園の認定要件を定める条例(令和2年水戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第11条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

(5) 通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

付則第3項中「付則第6項」を「付則第7項」に改める。

付則第6項の表前項の項中「前項」を「付則第5項」に改め、同表に次のように加える。

前項	第6条第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する職員	看護師等
----	------------------------------------	------

付則第6項を付則第7項とし、付則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第6条第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第5号の規定にかかわらず、認定こども園において同号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第4号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

## 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「前2項」を「第3項から前項まで」に、「又は市長を「, 市長」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに市長」を「, 市長」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を付則第7項とし、付則第4項の次に次の2項を加える。

- 5 第6条第4項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 6 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次条第1項」の次に「、第6条の3第2項」を加える。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して利用乳幼児の保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を実行する場合の所在の確認）

第6条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第9条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、「（保育室及び家庭的保育事業者等に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員を除く。）」を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の3第2項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第13号

## 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条及び第51条第3項中「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第4条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して利用者の保護者との連携を図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第4条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第10条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第11条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第15号

## 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年水戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「500平方メートル以上」を削り、同項ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。

(市の責務)

第3条の2 市は、市内における土地の埋立て等の状況を把握し、関係機関と協力して土地の埋立て等が適正に行われるよう、必要な措置を講ずることに努めるものとする。

第6条の見出しを「(土地所有者等の責務)」に改め、同条中「所有者」の次に「管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)」を加え、「所有する」を「所有し、管理し、又は占有する」に改める。

第8条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 当該土地の埋立て等に用いる土砂等が茨城県内で発生したものであり、当該土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、規則で定める土地の埋立て等にあつては、この限りでない。

第8条第5号アを次のように改める。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定める者

第8条第5号中ナをニとし、同号ト中「チ」を「ツ」に改め、同号トを同号ナとし、同号テ中「チ」を「ツ」に改め、同号テを同号トとし、同号ツ中「チ」を「ツ」に改め、同号ツを同号テとし、同号ソからチまでを同号タからツまでとし、同号セ中「ソ」を「タ」に改め、同号セを同号ソとし、同号ス中「シ(ア)」を「ス(ア)」に、「ツ」を「テ」に、「テ」を「ト」に、「ト」を「ナ」に、「エ、オ、シ又はこのス」を「オ、カ、ス又はこのセ」に、「セ及びソ」を「ソ及びタ」に改め、同号スを同号セとし、同号シ(ア)中「イ若しくはウ」を「ウ若しくはエ」に、「タ、チ又はナ」を「チ、ツ又はニ」に改め、同号シ(イ)中「ツからトまで(イ若しくはウ)」を「テからナまで(ウ若しくはエ)」に、「エ、オ、このシ、ス、タ又はチ」を「オ、カ、このス、セ、チ又はツ」に改め、同号シを同号スとし、同号ケからサまでを同号コからシまでとし、同号ク中「ケ」を「コ」に改め、同号クを同号ケとし、同号キを同号クとし、同号カ中「キ」を「ク」とし、同号カを同号キとし、同号オ中「エ」を「オ」に、「カ及びキ」を「キ及びク」に改め、同号オを同号カとし、同号イからエまでを同号ウからオまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第19条第1項中「行った者」の次に「(当該土地の埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土地の埋立て等を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)」を加える。

第20条第3号中「ケまで、シからソまで又はツからナ」を「コまで、スからタまで又はテからニ」に改め、同条の次に次の1条を加える。



(公表)

第20条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、規則に定めるところにより公表することができる。

- (1) 第19条又は前条の規定による命令に違反した者
- (2) 前条の規定により第7条第1項の規定による許可を取り消された者

第22条第1項中「行う者」の次に「土地の埋立て等に係る土地所有者等その他土地の埋立て等の関係者(次項において「土地の埋立て等関係者」という。)」を加え、同条第2項中「又は事業者」を「若しくは土地の埋立て等関係者」に、「関係者」を「土地の埋立て等関係者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第3条の次に1条を加える改正規定、第6条の改正規定、第8条第5号の改正規定、第20条第3号の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土地の埋立て等(水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第1条に規定する土地の埋立て等をいう。以下同じ。)を行っている者で、当該土地の埋立て等に係る改正後の第3条第1項に規定する埋立て等区域(以下この項において「埋立て等区域」という。)の面積が500平方メートル未満であるもの(当該埋立て等区域に隣接する土地(以下この項において「隣接地」という。)において当該土地の埋立て等を行う日前1年以内に土地の埋立て等が行われ、若しくは現に行われている場合であって、当該土地の埋立て等を行う者と当該隣接地において土地の埋立て等を行い、若しくは行っている者が同一であるとき、又は当該土地の埋立て等を行う土地の所有者と当該隣接地の所有者が同一であるときにおいては、当該埋立て等区域の面積と当該隣接地における埋立て等区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上であるものを除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から1月を経過する日までの間は、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けないで、引き続き当該土地の埋立て等を行うことができる。

3 改正後の第8条第2号の2の規定は、施行日以後になされる土地の埋立て等の許可(許可に係る事項(施行日前に受けた許可に係る事項を除く。))の変更の許可を含む。)の申請に係る許可の要件について適用し、施行日前になされた土地の埋立て等の許可(当該許可に係る事項の変更の許可を含む。)の申請に係る許可の要件及び施行日前に許可を受けた土地の埋立て等に係る水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項ただし書に規定する要件については、なお従前の例による。

4 改正後の第19条第1項並びに第22条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に完了し、又は廃止する土地の埋立て等について適用し、施行日前に完了し、又は廃止した土地の埋立て等については、なお従前の例による。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第16号

## 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例

水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例(平成16年水戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件を満たす土地の区域(政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを除く。)のうち、市長が指定する土地の区域内において、工場施設、流通業務施設又は研究開発施設の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するものは、法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為とする。

- (1) 高速自動車国道又は道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という。)と高速自動車国道等以外の道路とを連絡する施設から3キロメートルの範囲内であること。
- (2) 土地の区域の面積が50,000平方メートル以上であり、一団の土地として利用見込みがあること。
- (3) 幅員9メートル以上の道路に接していること。

3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の土地の区域の指定について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条第2項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「前項」とあるのは「同条第3項において準用する前項」と、同条第4項中「前2項」とあるのは「第6条第3項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

第7条中「前条各号」を「前条第1項各号及び第2項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第17号

## 水戸市立博物館条例の一部を改正する条例

水戸市立博物館条例（昭和55年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項」に改める。

第6条中「法第20条」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

## 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険条例（昭和34年水戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

## 令和5年度水戸市一般会計予算

令和5年度水戸市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,470,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 市税		千円 42,676,000
	1 市民税	21,440,874
	2 固定資産税	16,811,806
	3 軽自動車税	773,062
	4 市たばこ税	1,940,702
	5 入湯税	11,340
	6 都市計画税	1,698,216
	2 地方譲与税	777,700
1 地方揮発油譲与税		185,000
	2 自動車重量譲与税	554,000
	3 森林環境譲与税	38,700
	3 利子割交付金	19,400
1 利子割交付金	19,400	
4 配当割交付金	265,000	
1 配当割交付金	265,000	
5 株式等譲渡所得割交付金	174,000	
1 株式等譲渡所得割交付金	174,000	
6 法人事業税交付金	910,000	
1 法人事業税交付金	910,000	
7 地方消費税交付金	7,237,000	
1 地方消費税交付金	7,237,000	
8 ゴルフ場利用税交付金	68,000	
1 ゴルフ場利用税交付金	68,000	
9 環境性能割交付金	75,300	
1 環境性能割交付金	75,300	
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300	

款	項	金額
		千円
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300
11 地方特例交付金		306,000
	1 地方特例交付金	306,000
12 地方交付税		11,190,000
	1 地方交付税	11,190,000
13 交通安全対策特別交付金		42,000
	1 交通安全対策特別交付金	42,000
14 分担金及び負担金		2,460,081
	1 負担金	2,460,081
15 使用料及び手数料		2,430,024
	1 使用料	1,221,772
	2 手数料	1,208,252
16 国庫支出金		23,721,418
	1 国庫負担金	19,498,249
	2 国庫補助金	4,146,047
	3 委託金	77,122
17 県支出金		8,970,589
	1 県負担金	5,976,647
	2 県補助金	2,502,781
	3 委託金	491,161
18 財産収入		236,228
	1 財産運用収入	28,808
	2 財産売払収入	207,420
19 寄附金		528,800
	1 寄附金	528,800
20 繰入金		3,740,665
	1 基金繰入金	3,716,665

款	項	金額
		千円
	2 特別会計繰入金	24,000
21 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
22 諸収入		3,179,295
	1 延滞金・加算金及び過料	80,000
	2 市預金利子	301
	3 貸付金元利収入	158,472
	4 受託事業収入	66,531
	5 雑入	2,873,991
23 市債		8,162,200
	1 市債	8,162,200
歳 入 合 計		117,470,000

歳 出

款	項	金額
		千円
1 議会費		541,507
	1 議会費	541,507
2 総務費		10,307,660
	1 総務管理費	8,132,662
	2 徴税费	1,225,393
	3 戸籍住民基本台帳費	638,796
	4 選挙費	194,529
	5 統計調査費	34,872
	6 監査委員費	81,408
3 民生費		49,397,116
	1 社会福祉費	21,941,249
	2 児童福祉費	18,095,923
	3 生活保護費	9,350,174
	4 災害救助費	9,770
4 衛生費		11,270,970
	1 保健所費	3,531,192
	2 母子保健費	795,512
	3 墓園斎場費	2,242,177
	4 清掃費	4,679,789
	5 上水道費	22,300
5 労働費		52,647
	1 労働諸費	52,647
6 農林水産業費		1,278,073
	1 農業費	1,251,529
	2 林業費	25,984
	3 水産業費	560
7 商工費		1,188,411

款	項	金額
		千円
	1 商工費	1,188,411
8 土木費		16,546,722
	1 土木管理費	500,750
	2 道路橋りょう費	3,678,294
	3 河川費	894,646
	4 都市計画費	10,693,492
	5 住宅費	779,540
9 消防費		3,843,327
	1 消防費	3,843,327
10 教育費		12,158,233
	1 教育総務費	1,369,610
	2 小学校費	3,731,886
	3 中学校費	945,545
	4 幼稚園費	2,466,782
	5 社会教育費	1,054,098
	6 保健体育費	2,590,312
11 災害復旧費		2
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 土木施設災害復旧費	1
12 公債費		10,685,332
	1 公債費	10,685,332
13 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		117,470,000

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
8 土木費	3 河川費	元石川町排水路整備事業	千円 350,000	令和5年度	千円 140,000
				令和6年度	210,000
	4 都市計画費	内原駅北側自由通路建設事業	609,000	令和5年度	304,500
				令和6年度	304,500
		中大野中河内線橋りょう上部製作事業（2期）		令和5年度	230,000
				令和6年度	220,000
9 消防費	1 消防費	緑岡出張所改築事業	596,100	令和5年度	201,300
				令和6年度	372,000
				令和7年度	22,800

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
包括外部監査に係る債務負担	令和5年度から 令和6年度まで	千円 12,000
医師修学資金貸与に係る債務負担	令和5年度から 令和11年度まで	45,200
医療機関開設等促進に係る債務負担	令和5年度から 令和13年度まで	90,000
地域医療及び地域保健を推進するための寄附講座開設に係る債務負担	令和5年度から 令和8年度まで	45,000
中心市街地店舗、事務所等開設促進に係る債務負担	令和5年度から 令和6年度まで	10,000
サテライトオフィス等開設促進に係る債務負担	令和5年度から 令和6年度まで	12,000
企業立地促進に係る債務負担	令和5年度から 令和8年度まで	550,000
石川小学校長寿命化改良に伴う給食室厨房機器購入に係る債務負担	令和5年度から 令和6年度まで	40,000
寿小学校長寿命化改良に伴う仮設校舎賃借に係る債務負担	令和5年度から 令和8年度まで	640,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理事業	千円 4,500	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
交通政策事業	19,300			
市民センター事業	187,200			
防災対策事業	9,900			
生活安全事業	19,400			
市民会館事業	150,300			
障害福祉事業	10,800			
高齢福祉事業	192,000			
斎場事業	669,700			
清掃事業	63,700			
上水道事業	14,500			
農業事業	95,700			
駐車場事業	13,500			
道路橋りょう事業	1,052,300			
河川事業	548,700			
都市計画事業	1,610,000			
住宅事業	183,800			
消防事業	222,900			
小学校事業	615,900			
中学校事業	106,200			
社会教育事業	5,400			
保健体育事業	161,500			
総務債借換	295,000			
教育債借換	80,000			
臨時財政対策	1,830,000			

市議会議案第20号

令和5年度水戸市国民健康保険会計予算

令和5年度水戸市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,978,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖



別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 5,062,598
	1 国民健康保険税	5,062,598
2 使用料及び手数料		1,705
	1 手数料	1,705
3 国庫支出金		1,001
	1 国庫補助金	1,001
4 県支出金		15,504,345
	1 県負担金	41,881
	2 県補助金	15,462,464
5 繰入金		1,500,901
	1 一般会計繰入金	1,500,900
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		833,000
	1 繰越金	833,000
7 諸収入		74,450
	1 延滞金・加算金及び過料	60,500
	2 市預金利子	2
	3 貸付金元利収入	500
	4 雑入	13,448
歳 入 合 計		22,978,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 238,728
	1 総務管理費	152,791
	2 徴税费	84,457
	3 運営協議会費	680
	4 趣旨普及費	800
2 保険給付費		15,294,000
	1 療養諸費	13,309,696
	2 出産育児諸費	100,040
	3 葬祭諸費	17,400
	4 高額療養諸費	1,861,763
	5 移送費	101
	6 傷病手当諸費	5,000
3 国民健康保険事業費納付金		7,013,759
	1 医療給付費納付金	4,504,143
	2 後期高齢者支援金等納付金	1,857,133
	3 介護納付金納付金	652,483
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		181,618
	1 特定健康診査等事業費	117,010
	2 保健事業費	64,608
6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 諸支出金		49,884
	1 償還金及び還付加算金	49,884
8 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		22,978,000

## 令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算

令和5年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,173,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 455,332
	1 使用料	455,329
	2 手数料	3
2 財産取入		1,292
	1 財産運用取入	1,292
3 繰入金		1,000
	1 一般会計繰入金	1,000
4 繰越金		30,574
	1 繰越金	30,574
5 諸取入		234,802
	1 市預金利子	2
	2 雑入	234,800
6 市債		450,000
	1 市債	450,000
歳 入 合 計		1,173,000

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場費		千円 1,125,316
	1 卸売市場費	1,125,316
2 公債費		46,126
	1 公債費	46,126
3 予備費		1,558
	1 予備費	1,558
歳 出 合 計		1,173,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場事業	千円 450,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

## 令和5年度水戸市駐車場事業会計予算

令和5年度水戸市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 119,997
	1 使用料	119,997
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
4 市債		81,000
	1 市債	81,000
歳 入 合 計		201,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐車場費		千円 165,667
	1 駐車場費	165,667
2 公債費		9,703
	1 公債費	9,703
3 諸支出金		24,000
	1 繰出金	24,000
4 予備費		1,630
	1 予備費	1,630
歳 出 合 計		201,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場事業	千円 81,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

市議会議案第23号

## 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算

令和5年度水戸市の東前第二土地区画整理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

市議会議案第24号

令和5年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算

令和5年度水戸市の公共用地先行取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 10,500
	1 国庫補助金	10,500
2 財産収入		58,998
	1 財産売払収入	58,998
3 繰入金		104,500
	1 一般会計繰入金	104,500
4 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		204,000

歳 出

款	項	金 額
1 東前第二土地区画整理事業費		千円 181,000
	1 東前第二土地区画整理事業費	181,000
2 公債費		22,439
	1 公債費	22,439
3 予備費		561
	1 予備費	561
歳 出 合 計		204,000

## 別表 歳入歳出予算

市議会議案第25号

### 令和5年度水戸市介護保険会計予算

令和5年度水戸市の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,233,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

#### 歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 214,698
	1 一般会計繰入金	214,698
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳 入 合 計		214,700

#### 歳 出

款	項	金 額
1 公債費		千円 214,658
	1 公債費	214,658
2 予備費		42
	1 予備費	42
歳 出 合 計		214,700



別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 5,233,665
	1 介護保険料	5,233,665
2 使用料及び手数料		2,121
	1 手数料	2,121
3 国庫支出金		5,816,195
	1 国庫負担金	4,234,117
	2 国庫補助金	1,582,078
4 支払基金交付金		6,535,801
	1 支払基金交付金	6,535,801
5 県支出金		3,571,233
	1 県負担金	3,403,382
	2 県補助金	167,851
6 財産収入		128
	1 財産運用収入	128
7 繰入金		4,012,000
	1 一般会計繰入金	3,812,000
	2 基金繰入金	200,000
8 繰越金		40,385
	1 繰越金	40,385
9 諸収入		21,472
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 市預金利子	2
	3 受託事業収入	3,365
	4 雑入	18,104
歳 入 合 計		25,233,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 389,201
	1 総務管理費	233,277
	2 徴収費	13,099
	3 介護認定費	142,825
2 保険給付費		23,500,002
	1 介護給付費	21,870,823
	2 予防給付費	402,991
	3 審査支払諸費	19,295
	4 高額介護給付費	627,022
	5 高額医療合算介護給付費	84,381
	6 特定入所者介護給付費	495,490
3 地域支援事業費		1,134,165
	1 介護予防・生活支援事業費	637,598
	2 一般介護予防事業費	81,173
	3 包括的支援・任意事業費	415,394
4 基金積立金		128
	1 基金積立金	128
5 諸支出金		9,504
	1 償還金及び還付加算金	9,504
6 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		25,233,000

## 令和5年度水戸市介護サービス事業会計予算

令和5年度水戸市の介護サービス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

市議会議案第27号

令和5年度水戸市後期高齢者医療会計予算

令和5年度水戸市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,224,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

歳 入

款	項	金 額
1 サービス収入		千円 67,973
	1 介護予防給付費収入	67,973
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1,726
	1 市預金利息	1
	2 雑入	1,725
歳 入 合 計		69,700

歳 出

款	項	金 額
1 指定介護予防支援事業費		千円 66,929
	1 指定介護予防支援事業費	66,929
2 予備費		2,771
	1 予備費	2,771
歳 出 合 計		69,700

別表 歳入歳出予算

市議会議案第28号

令和5年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和5年度水戸市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 3,453,542
	1 後期高齢者医療保険料	3,453,542
2 使用料及び手数料		74
	1 手数料	74
3 繰入金		753,700
	1 一般会計繰入金	753,700
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		16,683
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	13,250
	3 市預金利子	1
	4 雑入	3,431
歳 入 合 計		4,224,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 77,247
	1 総務管理費	66,228
	2 徴収費	11,019
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,131,243
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,131,243
3 諸支出金		13,250
	1 償還金及び還付加算金	13,250
4 予備費		2,260
	1 予備費	2,260
歳 出 合 計		4,224,000

別表 歳入歳出予算

市議会議案第29号

令和5年度水戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度水戸市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水件数 142,306件
- (2) 年間総配水量 31,140,336㎡  
1日平均配水量 85,083㎡
- (3) 給水新設工事 1,670件
- (4) 主要な建設改良事業 3,379,308千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 6,651,141千円
  - 第1項 営業収益 6,152,118千円
  - 第2項 営業外収益 499,022千円
  - 第3項 特別利益 1千円

支 出

- 第1款 水道事業費 6,290,600千円
  - 第1項 営業費用 6,028,206千円
  - 第2項 営業外費用 239,352千円
  - 第3項 特別損失 3,001千円
  - 第4項 予備費 20,041千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,739,345千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額280,206千円、過年度分損益勘定留保資金1,478,432千円、当年度分損益勘定留保資金980,707千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 2,166,255千円
  - 第1項 企業債 1,943,300千円
  - 第2項 一般会計出資金 14,500千円
  - 第3項 国庫補助金 69,317千円
  - 第4項 一般会計負担金 26,872千円
  - 第5項 一般会計補助金 3,400千円
  - 第6項 工事負担金 108,765千円
  - 第7項 固定資産売却代金 101千円

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 1,000
	1 繰越金	1,000
2 諸収入		10,000
	1 貸付金元利収入	9,304
	2 雑入	696
歳 入 合 計		11,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費		千円 9,488
	1 母子父子寡婦福祉資金費	9,488
2 予備費		1,512
	1 予備費	1,512
歳 出 合 計		11,000

支 出

第1款 資本的支出	4,905,600千円
第1項 建設改良費	3,379,308千円
第2項 企業債償還金	1,524,219千円
第3項 予備費	2,073千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	枝内取水場導水施設整備事業	1,091,000	令和5年度	562,000
				令和6年度	386,000
				令和7年度	143,000
		楮川浄水場及び開江浄水場中央監視操作施設取替事業	1,716,000	令和5年度	572,000
				令和6年度	572,000
				令和7年度	572,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	1,943,300	普通貸借又は債券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利率に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費

  第1項 営業費用

  第2項 営業外費用

  第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外

の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費(賞与引当金繰入額等を除く)	995,139千円
(2) 交際費	140千円
(3) 賞与引当金繰入額	48,532千円
(4) 法定福利費引当金繰入額	9,224千円

(一般会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 児童手当補助金	7,800千円
-------------	---------

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,531千円と定める。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 令和5年度水戸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度水戸市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	227,348人
(2) 年間総処理水量	31,470,491m <sup>3</sup>
1日平均処理水量	85,993m <sup>3</sup>
(3) 建設改良費	4,616,299千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			9,605,454千円
第1項 営業収益			4,515,120千円
第2項 営業外収益			5,090,334千円

	支	出	
第1款 下水道事業費			9,345,755千円
第1項 営業費用			8,269,320千円
第2項 営業外費用			1,064,356千円
第3項 特別損失			8,682千円
第4項 予備費			3,397千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,010,764千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額158,572千円、引継金22,064千円、過年度分損益勘定留保資金88,925千円及び当年度分損益勘定留保資金3,741,203千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			6,504,281千円
第1項 企業債			3,118,500千円
第2項 一般会計出資金			1,130,711千円
第3項 国庫補助金			1,476,500千円
第4項 県補助金			3,957千円
第5項 負担金及び分担金			774,613千円

	支	出	
第1款 資本的支出			10,515,045千円
第1項 建設改良費			4,616,299千円

第2項 資産購入費	500千円
第3項 企業債償還金	5,894,777千円
第4項 予備費	3,469千円

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 29,583千円及び 40,245千円である。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	遠方監視・水戸市浄化センター第2沈砂池等改築事業	1,159,000	令和5年度	579,500
				令和6年度	579,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	3,118,500	普通貸借又は債券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利率に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費(賞与引当金繰入額等を除く)	571,615千円
(2) 賞与引当金繰入額	17,185千円
(3) 法定福利費引当金繰入額	3,181千円

(一般会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、330,321千円である。